

興から補充も、私どもはそういうふう
に考えております。なお具体的なこと
につきましては、監理官なりあるいは
電電公社の方から説明させていただきますが、私
はそういうふうな解しておきます。

○森本委員 大臣としてのお答えは、
その程度でもけっこうであります。た
だし、しかし定員の問題におきまして、
今回の国家行政組織法の改正において
ほとんど変わりがなく、こういう現状
になつておるわけでありまして、具
体的に電電公社が公社になったといふこ
とにおいて、国営よりも経営がよろし
いという理由については、今のところ
予算編成その他の手続においても、あ
まり変わつていないというのが現状で
あるわけでありまして、そういうこ
とをまかしては、いづれは、いづれは
大臣の中でも優秀な大臣であります
が、それは別として、一つこ
れは監理官の方から、この公社とい
うものの利益を具体的にあげていただ
きたい、こう思ふわけでありませ
す。

○松田政府委員 お答え申し上げま
す。
まず大きな違いをいたしました。公
社には財政法の適用がございせん。
従いまして予算の面におきましては、
これは郵政大臣が大蔵大臣と協議して
行なう調整権というものと、さらに国
会にも提出いたしますので、根本的に
はあまり違わぬといつたとしても、
しかし、それと相当流用等の面にお
いては自由にできておりますし、こ
にたゞいま申し上げましたように、財
政法の適用がございせんので、公社法
の中に書いてありますように、その基
本原則を郵政大臣が認可するといふこ
とで、あとは公社の実際の企業性発揮

のために自分で会計規程を作つて動か
していきけるという面で、非常にこの点
は違つておると思ひます。

それから、同時に、国家行政組織法
の適用もございせんために、公社の
運用上の機構体制というものの、法律
的な制約がなしに、かなり機動的に実
情に即した、発展の仕方に応じた臨み
方というものができるようになつてい
る次第であります。

さらに今度は、公社の人的面とい
つたしまして、総裁、副総裁あるいは理事
にいたしまして、内閣から任命せら
れまして、しかもその任期は四年、あ
るいは理事は二年でございまして、重
任も差しかへないといふようなこと
で、政府の場合のように、政治的な変
動によつて大臣がかわるというよう
なことがなく、かなり長期にわたつて十分
に仕事の実態をつかみ、この発展を
はかつていきけるという点、その発展を
からも企業性というものが十分に発揮
していきけるという点、これが現実
に違つておるという大きな面だ、そ
ういふふうに考えております。

○森本委員 あまり具体的な違いとい
うものは、さうないといふことに今の答
弁ではなると思ひますが、せいぜい
財政法の適用がないといふふうなこと
を言われておつたわけでありまして、人
的の面においても、たとえば大臣が更迭
することによつて公社の幹部がさうさ
ぐに更迭するといふようなことはな
い、比較的稳定をして仕事ができる
といふふうなことも言われておりました
が、逆に総裁と副総裁がけんかを
部やめてしまつて、あとだれがなるか
わからぬといふことで混乱をするとい
ふようなことも公社になつてあつたわ

けであります。そういう人事面からい
つたしまして、また、かりに公社が現
在のように、総裁、副総裁の任命の仕
方が違つておつたといふことになりま
しても、たとえは、そのときの大蔵の意
向において総裁、副総裁なりがやはり
やめるといふ立場もあるわけでありま
して、前の総裁のごとき、大臣から辞
表を出せと言われて出さぬといふよう
なことでもめつたといふこともあるわけ
であります。はたして、こういう点
は人事面において、今の公社のやり方
がいかどうかといふことについて
は、非常に現実の問題としては疑問が
あるのではないか。ただ、法文上ある
いはまた形式上においては、確かに監
理官が今言われた通りの状況になつて
おるわけでありまして、そのほか
と思つて、それじゃ、郵政省で長いこ
と仕事をしておつて行くところがない
からといふことで入る場合もあり得
る。こういうことで、はたして公社の
人事という面について、電電公社に
なつたからよくなつたといふふうには
私はとりたくないわけでありまして、
若干それはいい場面はありまして、
現行においては悪い面が非常に多い
といふことが考えられるわけでありま
す。そういう点をいろいろ考へてみる
と、公社にしたからといって、特別
飛び切りよくなつたといふことにはな
らぬのじやないか、こう思ふわけであ
ります。

そこで、ちよつと聞かしておきた
いと思ひますが、この電信電話事業が
電氣通信省から日本電信電話公社に
変わった場合には、国際電電が国際
電電株式会社に、日本電信電話
公社が一般の民営にならずして、電信

電話公社として公共企業体になつた。
この相違はどこからきたわけでありま
すか。これはさう大きなことでありま
すので、同じように電氣通信省の所
管にあつて、さうして同じように電信
電話事業を取り扱つておつて、しかも
一方は非常に高いところである、そ
ういふ点だけを国際電信電話株式会
社として民間会社に切りかへ、さうして電
信電話公社は一つの公共企業体にし
た。これはどういふふうな原因があつ
てこうなつたわけでありませうか。こ
れは大臣にお聞きしておきたいと思ひ
ます。

○小金国務大臣 私はそのときのいき
さつは十分具体的には承知いたしてお
りませんが、ただいま申しましたよう
な立場から、電氣通信事業を公共企業
体にした、それから、特殊の海外との
關係を取り扱う一つの部門を独立させ
てこれを株式会社の運営にまかしたと
いふことがございまして、これは国際
關係の電氣通信事業でございまして、
り、あるいは自由に機動性を持たした
地から海外の通信を切り離したとい
ふふうに心得ております。なお具体的
には当時のいきさつを政府委員または公
社側から申し上げます。

○松田政府委員 ただいまの大臣の御
答弁の通りでございます。当時、日本
の電氣通信といふのは非常に乱れてお
りました。もちろん国内の電氣通信の
復興も大へんでございまして、たゞれど
も、国際電氣通信においては、早く
このおくれを取り戻して追いついてい
かなければならぬ。しかも、国内の
に考えました場合に、国際電氣通信と

いふのは非常に大きな電氣通信の一部
門でございまして、ほかの電氣通信の
部門とバランスをとられまして、その
部門が国際電氣通信界におけるおくれ
に追いついていくことがなかなか困難
であるといふわけで、国際電氣通信の
部門を別に切り離して、しかも国際電
氣通信の動きに即応して機動的にすぐ
回復していく、また発展させていくた
めには民営の方がより自由であるとい
ふ観点に従つて、この国際電氣通信を
民営の企業として出発させたといふ
ふうに承知しております。

○森本委員 端的にお聞きしたいので
すが、電氣通信省から国内通信を電信
電話株式会社に、国際通信を国際電信
電話株式会社にしたといふのは、端的
に言つてどういふことですか。くどく
どした説明は要らぬのです、簡単明瞭
な答弁を。国際電電を会社にしなければ
ならなかつた理由はどこにあるか、
こういふことです。

○松田政府委員 国際電氣通信の世界
の当時の情勢に早く追いつくためには
民営として別にやつた方がより促進さ
れる、すみやかに発展していけるとい
う見地に立つたと思ひます。

○森本委員 国際電氣通信のレベルに
達するには民営にした方が早く達す
る、こういう意味において国際電信電
話だけを民営にした、こう端的におつ
つておられます。それについて、この
際電氣通信といふものは、国内通信の
基礎と設備があつて初めてその上に成
り立つておるわけでありまして、国際
電信電話自体が商売を行なうのは、特
に電話事業についてはいけないのでは
ないかと考えられるわけでありませう。

そういう点からいきましたも、国際電信電話が日本電信電話公社の国内通信から分かれなければならない理由がどこにも見当たらない、こう思うわけでありすが、そういう点についてどうお考えですか。

○松田政府委員 国内通信の発達の状況が国際通信と密接な関連を持つてい

るという事は確かにおっしゃる通りだと思ひます。しかし、国際通信の流れと申しますか、通信の運用と申しますか、これは一般の国内電気通信の発達あるいはその分布の状況とはかなり異にしてあります。一言にして申しますれば、たとへば東京、大阪が国際通信の大部分を占めてゐる、従つてこ

ういうところと外国との接触という面がまず第一に非常に問題になつてくるわけでありまして、もちろんそのほかの地方におきまして、国際通信といふものはやはり関連をして参りますけれども、それも日本全般にわたるとはいふものの、かなり限定された、いわば都市に相当集中されてゐるという面がございまして、国内電気通信の全般的な発達とは別個に国際通信の発達といふものが緊急に必要なつてき、またそれに応じていくことも、その面において国内電気通信とは一応別個にしてはかられていくことが可能であるといふふうに考えております。

○森本委員 今の答弁からいたしますと、それは、場合によつては、加入電信みたいなものができたけれども、具体的に、電信電話にしても、やはり日本電信電話公社の基礎の設備があつて、その上に初めて国際電信の国際通信が成り立つていくことになるわけであつて、幾ら国際通信のみが発達をいたしましたとしても、その基礎になり

ますところの国内通信が完全にでき上がらなければ、びつこの通信状態になるという事は明らかでありまして、そういう点からいいたしまして、国際だけを要するに民営にするということについては、われわれとしては非常に不可解であるし、また今日意味をなさないといふふうに考えております。

そこで具体的にお聞きをいたしますが、国際電信の場合の料金決定はどういう形になつておるわけでありま

○松田政府委員 国際電信が国際通信の料金をきめざる場合には、基本といたしましては国際電気通信条約から発するわけでありま

すけれども、現実には外国の主管庁あるいは認められた私企業といひますか、実際の通信の運営者との間に業務協定を結びまして、その業務協定によつて料金が現実

にまゝ、またその料金の分け方もまゝ、国内的にはその料金を郵政大臣の認可を得まして一般に公示するということになつております。

○森本委員 そうすると、国際通信と国内通信との料金の均衡というようなものについては、具体的にはどう考えておるわけですか。

○松田政府委員 国際料金と申しますのは、大体において、世界全般的の料金の水準と申しますか、料金のとられる額というものと関連してきまして参りますので、もちろん国内的にもわれわれは考えなければなら

せんけれども、一応は国内料金とは別個に、国際的な関連から見まして、ことに相手方と相談を

してきめていくわけでございます。まずので、きまつていくということに実情としてはなつております。

○森本委員 国際的な料金は、たとへば東京とサンフランシスコの間の電話料あるいは電信料というようなものに

つては、その他の国際的なものと均衡してきめていくのであらうけれども、国際電気通信の国内に

関連をした料金の関係はどうなるか、こういうことです。

○松田政府委員 国際通信と申しますのは、大体国内の、電話の場合であ

れば加入者、あるいは電信の場合であれば電信の発着者が発信いたしまして、それから外国の加入者あるいは受信者に到達する、その間全体を国際通信と

考えております。従つて、そのうち国内で伝送される部分があるわけでございますが、それも国際通信の一部だといふふうに観念しておるわけでございます。そこで、その国内で電

電公社が実際に扱つておりますのは、国際電報から電電公社に対する委託と、国際電報から電電公社に支払う。従つて、料金といたしましては国際電電が一応全部としまして、その中から電電公社へそのやつてもらふ仕事に対する報酬として委託料を払つていく、こういうことになつております。

○森本委員 こまかいことを聞くようでありすが、大臣に聞いてもらいた

いと思ひますので、答弁を監理官の方から願ひたいと思ひますが、それでは具体的に、電電公社がやつております加入電信と、国際電信電話株式会社

がやつております国際的な加入電信の加入の料金をちよつと説明願ひたいと思ひます。加入電信の設備負担

○松田政府委員 加入電信に加入いたします場合に、国際電電の方の加入料が三百円、それから使用料が、基本料

といたしましては加入電信ごとに月に一万円、装置料は国際電電の場合は大

体実費をとつております。

○森本委員 何ほかね、金額を言わねばわからぬ。

○松田政府委員 実費でございますので、個々のケースは少し違ひますが、大体において公社でとつております装

置料と同じ程度――公社の装置料は、設備料といたしまして一萬二千元、さらに装置料といたしまして移転または一時撤去の場合は二千元、設置場所の変更の場合は六千元といふふうにとつておりますが、現実の動きはこれとほぼ同様の動きを国際電電もやつておるわけでございます。

○森本委員 公社の債券は、加入電信の債券があるでしようが。

○松田政府委員 公社の場合には四十

五万円の債券を持っていたらいており

ますが、国際電電の場合はそれはござ

いせん。

○森本委員 これは大臣に特に聞いて

おいてもらいたかつたので私は特に質

問をしたわけでありまして、前の設備

負担の改正のときも、私から時の大臣、

政務次官、公社の正副総裁によく忠告してあつたわけでありすが、今お聞きの通り、加入電信の場合、国内の日本電信電話公社がやつております加入電信に入りま

す場合には、国債を四十五万円買わなければならぬわけ

です。国際電電の場合は一銭も要らぬわけであり

ます。それで実際問題として装置料が七千円ないし八千円程度であ

りまして、これは国際電信電話株式

社もそれから日本電信電話公社もほぼ似通つたような装置料になつておるわけであり

ます。ところが利用範囲としては、御承知の通り国際電電の加入電信といふものは、世界

各国との加入電信になるわけであり

ます。ところが日本電信電話公社の加入電信といふものは、国内の加入電信だけであり

ます。にもかかわらず、一方の日本電信電話公社の方が四十五万円の債券をとらなければならぬ、国際電電の場合は諸外国との加入電信をやる

にもかかわらず一銭もこれが要らぬ、装置料はほぼ同じ程度である、こういう不合理な料金体系といふものは全くないのじやなからうか、こう考へるわけでありすが、この辺については大臣はどうお考えですか。

は、加入電信も当初から始めまして、実際問題としていたしまして数が電電公社の場合ほど相当膨大に広がるわけでもございませぬし、国際電信の資金計画といたしましては、そういう加入者の方に特に御負担をいただかなくても十分自力で抵充はしていけるという事でございまして、実際の取りまです料金あるいは設備料というふうな計算におきましては両方同様でございまして、資金的に負担をしていただくという意味が国際電信の場合には全然必要はございませぬので、そういうものはとらないで済ましていく、公社の場合には全体の計画の進め方から抵充のために特に協力をさせていただくという意味で債券を持っていたら、こういう考え方の相違になったわけではございませぬ。

○森本委員 私は事務的なそういう面のいわゆる四十五万円とゼロということとを聞いておるわけじゃない。いわゆる一方が国際電信株式会社という民間であるということにおいて、加入する場合に金は、そういうふうないわゆる負担的な意味の債券は一銭も要らぬ。これがまだ一万円とか二万円という債券なら別ですよ。同じように加入電信の機器を設備して、しかも一方の加入電信は諸外国、世界各国と行なうところの加入電信の設備なんです。この方は全然無料でありまして、日本電信電話公社の国内の加入電信設備が行なわれる場合には四十五万円も債券を要する、こういうふうなことを政治的に見て一体どう考えるか。それなら日本電信電話公社も、東京、大阪というふうにもうけるところだけは日本電信電話株式会社ということにすれば、

こういふことになるのか。いなかの方はそれじゃ一つも電話を使わなくてもよろしい、こういうことになるのか。要するに国際電信と日本電信電話公社が同じように電気通信事業というものを取り扱っておられる、しかも片一方は利用範囲というものは非常に膨大な国際的な加入電信である、それが全然無料であって、一方の日本電信電話公社が四十五万円も債券をとらなければいけぬ。経営の内容についての具体的な個々の説明は、あなたの説明でも大体わかります。しかしこれをどう考政治的に見た場合、一体これをどう考えるのか。こんな不合理なやり方が、日本の電気通信事業の将来の発展のためにあっていいのか、こういう意味を大臣に一つ政治的に聞きたいとおるわけでありませぬ。だから私は、この前の設備負担法の場合にもこの問題を追及をして、なるべく早くこういうふうな不合理、不均衡というものは是正をするように政府並びに公社当局は考えなさいということ、私の方から強く言つてあつたはずであります。今回たまたま日本電信電話公社の、電信料金は入つておりませんけれども、電話料金の改正にからんで、こういうふうな不均衡な料金というものはすべからず、どんだん是正をしていくという方針でなければならぬはずであります。そういう点について一つ大臣の御所見をお伺いしたい、こう思うわけでありませぬ。

○小金国務大臣 だんだんお説を拝聴いたしました。日本電信電話公社ができて、その中から国際電気通信のものを分離して株式会社にした、この理由等につきまして私も十分その当時の

いきさつをきかれたわけではありませぬが、日本電信電話公社としては、あまねく僻地まで日本の国内に電話の普及をしなければならぬという重大な、しかも非常に急いで大きな施設を拡充して国民にサービスをしななければならぬという義務があるので、機動性をさらに持たした、今、松田監理官から申したような理由で国際電信株式会社があつて今御指摘のよう、片一方では加入金ですがなくて片一方には四十五万円もあるという事であります。これは御指摘の通りにいかにも不均衡に見えます。おそらくこれは過渡的なものでありまして、電信電話公社がどんだん拡充して参りまして、そして負担をその国民にかけなくてもいいという時代がくれば、もちろんこれは軽減あるいはなくするような方向に向かつていくべきであらうと考えております。この時期がどういうふうになるか、今現実の状況としてどの程度の負担をまだお願いをしななければならぬかというふうなことは、私もより電電公社の当局から説明をしていただきますが、政治的に大局から見ますと、できれば公平な合理的な負担であるいは料金が望ましいのでありますから、御指摘のような点は十分考えたと思つております。

○森本委員 これは過渡的な措置として考えておるのだらうという大臣の想像であります。私もそう考えたいのであります。未来永久にこういうふうな差をつけるという事になりますと、電気通信事業については全く政治的なことになりなされるを得ないわけでありまして、単に事務的に電気通信

事業を進めていくということなら、あほりでもできるわけでありまして、こういうふうな差というものを同じ国民に対して負わすということについては、私は電気通信事業にあつては政治がなはいというふうに極言をしてもいいのではないかと、こう考えるわけでありませぬ。こういう点については十分に考えていかなければならぬ点でありまして、大臣も今言つておられるように、将来は当然これは考えなければならぬということをお言われておられますので、その点では私は早急にこういう点の是正というものはやっていたらいい、こう思うわけでありませぬ。

○森本委員 これは昭和四十七年という事になりますと、まだあと十年あるわけでありませぬ。一方が民間になったからといって無料である、一方が公

社であるからということによつて四十五万円要するという事については、これはどう考えても、どなたが考えても私は不合理だと思ふ。それは公社側としては万策尽きて云々という事を言われるけれども、しかし現に公社としても五百数十億収入があつて、それを建設資金に振り向けておられるという今日の財政状態になつておられるわけでありませぬ。そういう場合に、やはりこういうふうな料金の不均衡、不合理というものについては、私はやはり直していくべき必要がある、こう思うわけでありませぬ。万策尽きてということはない。万策が尽きておられることになるという事なら、だれでもやることであつて、できないところをできるやうに直していくのが電気通信事業の政治のあり方になつてくる、こう私は思うわけでありませぬ。こういうふうな不合理な、不均衡なやり方というものを、あと十年もほつておく手はないと私は考えるわけでありませぬ。大臣どうですか。私は抽象的なことを言つておるわけじゃない。具体的に一つの問題をとらえて、これが十年も将来はつておられるという事については、私は、電気通信事業についてのいわゆる事務的なものはないといたしまして、行政的な誠意というものはないというふうなことを考えざるを得ないわけでありませぬ。これはだれが考えても非常に不合理な点であるわけでありまして、こういう点については、私はやはり現在の設備負担法が云々と言われるけれども、直していくことを考えてみなければならぬ、こう思うわけでありませぬが、どうですか。

○小金國務大臣 今四十五万円ずつ預かるというが、負担してもらおうという金額が総計どのくらいになりますか、また今後十一年間にどういうふうな経過をたどるかというふうな予想、試算等を立てまして、電電公社が第一使命とする国内の電信電話の普及についての経費等とも関連して考えまして、これは研究すべき題目の一つだと思ひます。けれども、しからば十年間ははいつておけない。いつまで、あるいはいつごろからということになりますと、具体的に試算等を十分重ねていかなければなりません、御注意の点は私どもよくわかります。

○森本委員 くだいようなことは言ひませぬけれども、現在のいわゆる電電公社の予算編成方針、それから今の営業方針というものをそのまゝ持つていくならば、これは十年間変わらないでしよう。しかしそこに単にそのまゝというふうな電気通信事業というものを事務的に見ていくだけだとして、やはり国際電電がよつて来たところの原因と現在の国際電電の性格、将来の方向、日本電信電話公社のいわゆる現在の性格、将来の方向、日本電信電話公社と国際電電との料金のあり方、その面から見たところの、いわゆる政治的に見ていくならばやはりこれを変えなければならぬとするならば、現在の収入あるいは予算編成方針の中においてこれが変更でき得る。だからこれはやろうと考えなければ、総裁が言つておる通りに、万策尽きてこの通りやりましたというところでやるなら、十年間は万策尽きてこの通りやらなければならぬわけですね。しかしそれを何らかの方法において変えようとするならば

変え得る方法もあり得る。だから、そういう点については私はここで深く追及しようとは考えないけれども、やはりこれは公社当局並びに政府当局においてももう少ししさいに検討して、何らかのべき態度があるとするならば、やはりこのように料金関係については変えていった方がよいのではないか、こう考へておるわけでありまして、その点営業局長はどう考へるか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○大橋説明員 先ほどの説明を補足して申し上げたいと思ひます。

ただ国内の加入電信と国際の加入電信と、この二つを並べますと、ただいま御指摘の通り、確かに不均衡という問題が起ると思ひます。しかしこれを国内だけに限つて考えますと、私どもの方の公社の関係から見ますと、公社の国内の電話加入者は東京では加入の際に十六万円加入債券を引き受けていたというわけでありまして、この場合に、個々の電話加入者からは負担をしていただいて、加入電信の場合全然無料にするというところは、私の立場からいいますと国内相互間の不均衡というところにまたなるわけでありまして、全部権衡をとるとすれば、おそらく国際の方もそれくらいもしくはそれ以上とつたらいいじゃないか、こういうことになるかもしれないけれども、これは私の方の管理ではありませんが、私の方だけの権衡論だけからいいますと、国内的にはこの両者というものはある程度の権衡がとれておる、こう考へております。

○森本委員 それはあとの方で質問しようと思つたけれども、国際電電の電話事業についてもそういうことがいえると思ふのです。幾ら国際電話の方が発達しても、さつきから私が言つておられますように、もとの加入電話がなければこれは何にもならぬわけでありまして、その加入電話はすべて日本電信電話公社がやつておるわけでありまして、加入電話についてはすべて同一になつておるわけですね。今言つたように十六万円の債券において、東京であらうが大阪であらうが電話の債券は一緒なんです。それは国内通信であらうが国際通信であらうが同一ということになる。ところが加入電信だけは、国内の加入電信と国際加入電信とが理屈から言つて違つてくることになる。だから私はおかしいということ言つておるわけですね。あなたの今の十六万円の債券でいくとするならば、その十六万円の債券というものは、電話の場合は国内であらうが国内であらうが同じ理屈になる。ところが加入電信の場合はそうではない。だからこういう不合理をはつておいたのでは將來おもしろくない現象を呈するであらう、こういうことを私は言つておるわけですね。今の總裁の説明はわかるけれども、その説明を敷衍して言うならば、私の言つておる理屈はさういふ理屈になる。これは總裁よりも営業局長の方がいいかもしれないから営業局長の方からちよつと……。

○松田政府委員 ただいまの問題でございまして、実は電話の場合には、大抵電話という割に簡単なものである関係上、特別な電話というものを持たないで、公社の電話が基本になつて国際回線だけを通せばやれるという格好でございまして、加入電信の場合は特別の事情がございまして、実は国際加入電信というものはすべてローマ字でいきまされたに、五単位というふうな非常に簡単な機械でやれることになつております。ところが日本の国内ではかな文字を使ひますために、五単位というより簡単なことでは参りませんで、六単位というや複雑な機械になつております。従つてその六単位までのものを国際通信局において利用する人たちに強制するわけにもいきませんし、しかも歴史的には国際加入電信の方から始まつてきているという点もございまして、その方が先に始まつておるわけにございまして、従いましてこの場合にはどうしても国際局において利用しようとする加入者と、それから国内においてかな文字をやると同時にまた国際局を利用したいというものは、一応国内に加入していただいて、その連絡は、特別な装置をつけて国際通信でもできるというふうな利便も備へるといふふうにしたわけでありまして、

○森本委員 そういふことか説明になつてくると、六単位と五単位といひますけれども、それは昔から歐文と和文との相違であつて、そのことによつて四十五万円とゼロというふうな変化にはならないわけなんです。これは現在に私がやつておつたのだからよく知つておる。そのことによつてその四十五万円の差は出てこない。債券を引き受ける引き受けぬという差にはならぬ。私が言つておるのは、總裁が十六万円の加入債券だということを言ひながら、電話の十六万円の加入債券ということに於いては、国際であらうが、国内であらうが、その諸設備がなければ国際の通話にはできないから、これは同一の理屈になるのだ。ところが加入電信の場合には、監理官が言つたように、国内とは直接の関係がない。ないけれども、機械設備としては単位が違つたにいたしまして、大体同じような単位だ。だからあの機械において、しつて違つておる、四十五万円とゼロというふうな違いにはならぬはずだ。だからさういふふうなことに於いては、私は深追いはしないけれども、將來やはりこういうことについては直していくというのを考へたらどうだ。営業局長としては、営業的な関係からいふとすれば、現在のままとつても、電氣通信事業というものをある程度政策的にながめた場合には、公社としてとはとりたてたことはやまやまだけれども、不合理であるということはお感じにならないか、こういう点であります。

○大泉説明員 森本先生のお話しくぐごもつともございまして、昨年お話にございまして、国際電信電話会社の方ともいろいろ打ち合せてみたのでございまして、監理官から御説明があらまされた通り、加入電信は国際の方から始まつたものでございまして、私ちよつと数字は記憶違いかもしれないけれども、大体六百程度というふうに思ひますが、聞いたところこれ以上さう大してふえる見込みはないのだ。従つて資金的には問題はない。電電公社の方は急速に進んでおりまして、三十五年度末大体二千四百程度だと思ひますが、三十六年度千六百やらず予定でございまして、この需要は非常に多うございまして、どんどん加速度的に伸びまして、おそらく数万という

のもその速い将来ではないと思ひます。従ひまして私共資金に困るの、急速に伸びるということから、その資金を一体電話関係の資金で回すのがいいの、電信は電信でまかなった方がいいのかという問題になったのでございまして、御承知のようにこの加入電信一つづけるには百二十万円くらい金が必要でございまして、この点とまで資金の御援助を願うかというのを考えて、加入電話との均衡を考へて四十五万円にした次第でございまして。

○森本委員 加入電信が急速に伸びていくことは、電信事業の合理化という点から望ましいことでありまして、ある程度の電信事業の赤字ということがあることによつてなくなつていくということがあるわけであつて、公社は加入電信を進めれば進めるほどよりかはる仕事になるわけですから、これはやはりある一定の時期がくればくるほどこの加入債券というものは安くしていく。そしてだんだん国際電信の方との均衡をとつていくという形に持つていくのが妥当ではないかと考へるわけでありまして、この点は一つきよりの質疑をよく公社当局も監理官の方も御記憶にとどめておいてもらいたい。そして次のいわゆる法案あるいは法律改正の場合にはこのことを十分に考へていただきたいということを特につけ加えておきたいと思ひるわけでありまして。

そこで、ついででありますのでこの際聞いておきたいと思ひますが、非常に国内通信と国際電信との関係が多いわけでありまして、先ほどのお話がありましたように、国際通話を行つた場合においても、それが国内の通話でありまして、全部国際としての料金を徴収する、そしてあとから払い戻しをする、こういうことだと思ひます。それで御説明があつたわけでありまして、具体的に聞いてみたいと思ひます。が、かりに高知から大阪を通じてサンフランシスコに電話をするという場合には、その具体的な料金のとり方はどうなるか。

○松田政府委員 加入者の方に負担していただく、つまり払つていただきます。料金金は三分間に四千三百二十円、十二ドルということになっております。

○森本委員 その四千三百二十円というのを電電公社と国際電信がどういふに配分しますか。

○松田政府委員 大体今の四千三百二十円を日本側とアメリカ側とで半分半分に収納いたしますが、その中から公社に對しまして大体高知と東京の間の市外通話料の、つまり国際通話を当初に申し込まれてから完了するまでに公社の方でかかつた市外通話の必要な料金を公社の方に払います。

○森本委員 大阪からは外国に直通回線がなかつたですか。

○松田政府委員 間違ひました、訂正いたします。大阪からの直通回線はございせんが、大阪には国際電信の支社がございまして、現実の料金としましては大阪―高知間の料金を払います。

○森本委員 そりするとこれは二千二百六十円が日本の料金になつて、その二千六百六十円というものを電電公社と国際電信とでどういふに分けるのですか。その分ける基本の内容です。

○松田政府委員 大体の方式を平均的に申し上げますと、国際通話の通常の料金を申しますか、平均的なものが八分くらいになつておるのでございまして、八分と考へました場合に、公社の方へその八分の通話の準備をし、あるいはその八分の通話を通してあるいはさらに最終の処理をするという、初めから終わるまでのものは平均して大体十九分程度ということになつておるわけでございます。そこで公社に對しましては十九分程度の市外通話料というものが、そのうちからもちろん公衆通信事業として当然市外通話の設定をするために自分の自家用の通信としてやらなければならぬ分は差し引きまして、残りの分についてはつきりしたものを払うということになるわけでありまして。

○森本委員 あつとわからぬ。もつとわかりやすく言つて四千三百二十円で二千六百六十円というものが日本のものになりますか。それは間違ひないですね。そして二千六百六十円の場合、高知からサンフランシスコにかけた場合に、二千六百六十円のうちの幾ら電信電話公社の分として国際電信が電信電話公社に払うのか。その支払う料金というものはどういふ名目においてそれを払うのですか。

○松田政府委員 まことに恐縮でございまして、実は大阪―高知間の料金等あれがございせんので、別のところの例をとつて御説明させていただきます。

名古屋とニューヨークの場合の例をとつて申させていただきますと、料金といたしましては実は先ほど申し上げましたように、平均的なものであります。

した場合には、これは八分間の料金になつておるわけでございます。

○森本委員 国際電話は三分・三分でしよう。

○松田政府委員 いや、三分・一分でございまして。大体三分・一分制の形になつております。そこで平均的なものとして先ほどあつと御説明申し上げましたように、八分間の平均的なもので料金が名古屋―ニューヨーク間で一万五千二百円になるわけでございます。そのうちこれも先ほど申し上げました一万五千二百円のうちの国際電信の取り分が四千八百九十六円、と申しますのは向こうの取り分といふことが、日本側で申しますとたとえば北海道と九州といふものは少し日本側がよけいある。同様にアメリカの場合でも幾つかのゾーンを設定いたしました。そのゾーンのサンフランシスコから遠い程度のものでございましては少しよけいというところになつておるわけでございます。これは若干変動しているわけでございますが、従つて国際電信の取り分が四千八百九十六円になります。そのうち電電公社に払う分が千三百二十円ということになるわけでございます。

○森本委員 その千三百二十円の内訳はどうなつておりますか。

○松田政府委員 それは東京―名古屋間の料金に、平均的に見ました先ほど申し上げました八分の通話を完了させますのにいろいろと呼び出したり、つなぎまじたり、準備をしたりといふようなことで、大体国内線の使用時分が十九分くらいでございまして、公社として十九分のものを行いますために二割程度の業務用通信というものが

ございまして、その分を差し引まして十九分の八割、それを三分で割りまして時数だけの料金というものが取り分になるわけでございます。

○森本委員 そりすると、要するにこの千三百二十円というのは電電公社の市外通話料ということに考へていいわけですか。

○松田政府委員 大体そのようでございますが、ただ先ほど申し上げましたように、電電公社としてその通話をやりますためには、当然いづゆる自分の通話を設定いたしますための業務用の通信が入つておりますから、その分は除いてもらつておるわけでありまして。

○森本委員 そりすると、千三百二十円というものは、要するにその市外通話料とそれに要する業務通信の経費である。こゝろ考へていいわけですね。

そこで私がお伺ひしたいのは、国際通信の場合、いかに国際的に発達しても、そのもの電話がなければ通話ができぬわけでありまして。その加入電話をつける場合には、それぞれ基本料金と、いわゆる最初置く場合にはそれぞれ設備料といふものが、ちゃんと要るわけでありまして。それから今十六万円という話が出ましたが、その所々によつて債券の負担もしなければならぬわけでありまして。そういう点の経費というものは、こゝろの場合にはどうなるのですか。これは電電公社はもうかつてしよがないから国際電信に負けてやる、こゝろの意味ですか。国際電信と電電公社との間に、そゝろの意味のものは含まれぬのですか。これは公社からでも、どつちからでもいいです。

○松田政府委員 この点では、実は電話の加入者の方たちにいろいろと御協力を願ってやっておるわけでございます。まして、その加入者の方がかける市外通話というものは市外通話料だけで済んでいるということでございまして、従ってその加入者の方がかかる国際電話の料金は当然その中に入っておりますから、電電公社にそれを払っていただきます。しかし国際電話といたしましては、そういう基本的な設定部分というものは電電公社に支払う根拠というものはあまりないんじゃないかと、いふふうに考えております。

○森本委員 私が聞いておるのは、国際電話はそれの電話がなかったら、なんぼやったところでもうけにならないんですよ。かける根本の加入電話がなかったら、幾ら国際電話の線路を開拓しても、それではさっぱりもうけにならないわけですよ。その場合、その加入電話というものは、電電公社はちゃんと基本料をとって、それからつけるときには設備料をとって、それからおまけに設備負担の債券をとって、電電公社が責任を持って電話をつけておるわけですよ。その電話がなければ国際通信はできないわけですよ。だからその場合に、国際電信電話株式会社が、料金が今言ったように四千百八十九万六千四百のうちに、その中から千三百二十四というものを電信電話公社に市外料金と業務通信として払い、さらにその上に国際電信電話とそれから日本電信電話公社との間に、そういうところの電話が一件についてそのもの基本料金とか設備負担金何ぼ、こういうのがあつて原価計算というものが成り立つわけですよ。常識で考えてそ

うでしよう。だから、日本電信電話公社は笑いがとまらないほどもうかるから、そんなことかきいものは言わない、そんなものは国際電信に寄付すればいいというのなら別でなければいい、これはやはり国際電信と日本電信電話公社との基本協定に基づいて、国際電話が、たとえ一通話についてほんとうに微少な金額になるかもしれないけれども、集まってきたら相当な金額になると思う。そういう場合に、やはりそういうところの分担する料金というものをとるのが理論上正当でないか、こういうことですよ。これがなかったら通話ができないのだから……。

○松田政府委員 確かに国内の電話がなければ国際電話というものは成立しないことは、おっしゃる通り事実でございますが、今いろいろとお話を伺いましたけれども、たとえば今度の拡充法に基づいて債券の負担のようなもの、これは結局拡充のための資金に協力をしてもらうということで、電電公社としておまけに結局その利子というものは払わなければならない。一時的な資金の面において非常に助かりました、また必要なわけではございませんけれども、公社の方でいたしましたしはそれに對する利子を支払い、従ってその利子を支払う分というものは平生の業務、つまり料金の上にもかぶさってきているわけでございますので、長い目で見れば公社は料金の面でそういうものの負担というものを対しても返して行く。従って料金というものを正当に支払つておれば、それでもって公社に對しては長い目で見てはそういうものに對する保障も入っているというところで、大體市外通話料だけのものを払えば国際電

電として十分のことをしているというふうに私は考えられると思ひます。

○森本委員 それではちよつとお伺いしたいのですが、国際電信の一年間の純利益というものはどの程度ありますか。

○松田政府委員 三十五年度といたしまして、収入が七十九億何がし、大体八十億程度でございますが、そのうちから利益といたしまして十七億程度だったと思ひます。精密な数字が必要でございますすれば調べます。

○森本委員 ちよつと公社の方に聞きますが、あの方で入ろうと思つておつたけれども、電話をいつでも使えるというふうには保守を完備しておかなければならない。そういう保守費用というものについては、電話の料金のどういうところにこれが含まれると解釈しておられますか。

○大泉説明員 今の御質問はなかなかお答えがむずかしいのでございまして、料金全般の中に含まれておるといふわけでありまして、基本料にも使用料にも含まれておる、こう考えております。

○森本委員 なかなか名答弁ですが、そうすると、結局私が突き詰めて聞きたいのは、今言ったように国際電信電話株式会社の国際電話というものは、人のふんどしで相撲をとつていい気になつておるというところ、今この理屈からいふと、市外通話の料金だけということでは筋が通らないのではないかと、だから、加入電話にちゃんと入つて、国際通信とすることが必要ではないかと、国際電信と

ならない。それからその電話は、むしろ国際通信をやるために設備をするけれども、設備負担料が要る、基本料が要る。そうすると、国際電信電話株式会社が、国際電信をやつてある程度もうかつたうちの、割合は少なくなるかもしれないけれども、日本電信電話公社に、おたたくの電話を使わしてもらつたというところ、たとえ国際電話一通話あたり何となく、そういう基本協定が当然結ばれていいのではないですか。もつとも逆に、電信電話公社の方がうんと入つておつて、国際電信が損ばかりしておつて、国際電信がそれは逆のことでもけつておる。しかし、国際電信が今日かなり利潤を上げておる。電信電話公社も利潤を上げておるけれども、次の建設資金にぶち込んでなかなか足らぬ、こういうような現状になつた場合、こまかいことを言うようだけれども、その基本になるところの加入電話に対する使用料といふものは、私はそういうものを国際電信は電電公社に支払うべき料金的な義務がある、こう思ふのです。その辺の、いわゆるへ理屈でなしに、まじめな理屈として、理論として、電話がなかったら国際電話は通じないはずなんだから、だからその電話を設備するために設備の負担料と基本料がちゃんとあるわけなんだから、一通話ごとに、若干の料金を国際電信から日本電信電話公社に払うというものは私は当然じゃないかと思ふのですが、これは常識論だけれども、どうですか。

○松田政府委員 実は電電公社といたしましては、その経営というものをやつていきましたために、加入者の方から、先ほど申し上げましたように、たとえば拡充法による資金というものは、全体の経営として、あとあとそれに対する利子も払い、あるいは元金もある時期には返済するというようなこととありますけれども、それは結局、経営上の面においては料金収入としてとることによつてカバーされていくという建前でございますし、平生の経営の面におきましては、結局加入者から基本料をとり、あるいは度々料金をとり、あるいは市外通話料をとつて、それでもってペイしているというふうな運営でいたしております。ただ、その場合に、その加入者が国際電話をかけるという利便を提供する場合に、確かに国際電信としますれば、そのために特別のものを作らなければならぬというところを考へれば、電電公社の施設を利用するといふ意味において大きな、何と申しますか、みずからしては施設をしなくて済むわけでございますから、それだけ助かつておるのだから、一つの特権料といふものは、あるいは権利金みたいなものを払うというふうな意味では確かにあるかもしれない。しかし、これは公益事業でございますので、こういう特権料金式のものをごさいますし、電電公社としては一応ペイしている上に乗つた事業に對する支払いでございますから、特別なものを電電公社に支払わなければならないというところは、私としてはないじゃないか、こういうふうには考えております。

○森本委員 そんな虫のいい話はないですよ。これはそんな商売の仕方だつたら、だれでも商売できます。全く自

あるわけでありすけれども、一応国内料金とは別個に考えていくというふうにしなければならぬかと思つておられます。と申しますのは国際料金は結局日本の国全体と外国全体というふうな関係でございまして、その間に先ほど申し上げましたように電電公社の方に国内部分としてはいろいろ支払う部分がございますが、それも結局考えに入れて、ある一つの通話のときには、場合によれば相当電電公社に支払わなければならない部分が非常に多くなり、またある場所から出るものは非常に支払うものが少なくていいということも統一的に考えまして、全体としてはあるいは対外通話の料金というもののについて電電公社の国内料金との関係上、相当考慮しなければならぬという面も出てくるかと思ひますけれども、しかしそうだからといって、国際間におのずからきまつてくるものを無視して、特別に安くするとか特別に高くするとかいうことは困難だと思ひますので、国際水準に従つたきめ方というものを最終的にはしなければならぬいだらうというふうに考えておるわけがあります。

○森本委員 そうするとちよつと聞いておきたいと思ひますが、国際電話の場合、その水準としては、有線、無線に分けてどういふ国際通信条約の料金水準をしておるのですか。

○松田政府委員 条約の上では何もきまつていないわけでありすが、現実の問題といつたしまして、大体日本からアメリカあるいはヨーロッパ方面におきましては三分間十二ドルということを中心にして、若干相手国の距離あるいは相手国の事情によりまして、少しそれより高くなる場合もございますが、ほぼ十二ドル見当、つまり四千三百二十四見当ということになるわけでありすが、ただ近回りのたとえば朝鮮とかあるいは中国とかいうものは、それから見れば相当安い料金にきめておるというふうに考えておるわけでありすが。

○森本委員 その十二ドルというのは無線も有線も一緒ですか。平均して……

○松田政府委員 電話につきましては、日本といつたしましては現在有線はないわけでありすが。全部無線でございまして……

て、少しそれより高くなる場合もございますが、ほぼ十二ドル見当、つまり四千三百二十四見当ということになるわけでありすが、ただ近回りのたとえば朝鮮とかあるいは中国とかいうものは、それから見れば相当安い料金にきめておるというふうに考えておるわけでありすが。

○森本委員 その場合国内の電信電話との料金の比較というものは比較的むづかしいと言われましたが、ある程度その通りだと思ひますが、公衆電気通信法の第一条に「日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速かつ確実な公衆電気通信業務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供する」とあるわけでありすが、そこで電信電話の料金については、ここで一括して国際電話と電信電話公社とは同様に並べておるわけでありすが、今監理官が説明されたようなことでいきますと、国際電話の料金というものと電電公社の料金というものは、その間におきましておのずから違つてもやむを得ないという御意見だつたわけでありすが、しかし公衆電気通信法の第一条には、二つ公平に並べて、これが同じ条件下にあるような法文になつておるわけでありすが。その辺の解釈を監理官としてはどうお考えですか。

○松田政府委員 どうもこういふことを申し上げるとおしかりを受けるかも知れませんが、実は合理的な料金であるかつかつ公平にということとでございまして、結局国際通信といつたしましては、利用したいという方にはどこからでも利用できるように、あるいは公平にサービスが提供できるようにやりまして——というよりは、電電公社の施設がそつたつておりましたために、それとの接続の上で国際通話あるいは国際通信といふものがやれるようなサービスを十分考えていく、その料金は国際通信としての合理的な料金というものでやつていくというふうには私どももいたしましては解釈しているわけでありすが。

○森本委員 妙に答弁がわからぬわけでありすが、次へ進みます。

○松田政府委員 表現するものが非常にむづかしい問題でございすが、結局法律に書いてございすが、要するに合理的な料金という一語に尽きるわけでございますが、結局サービスの程度、それからそれにかかりますコストということも考え、さらに通信の持つ価値といふことも考えまして、利用者の間に不均衡という感じがなるべく持たれないように、しかもなるべく低廉な料金が合理的な料金だといふふうに考へる次第であります。

○森本委員 料金を一体企業性に基づいた料金にするのか、公共的な料金にするかといふことが、郵便料金のときにも分かれ目だつたわけですが、電信電話料金についてはその企業的な意味の料金を主に置くのか、あるいはまた公共的な意味の料金を主に置くのか、それは答弁としては、企業性と公共性をどつちかにして、ちやうどいいところをやりますと言へば答弁になるけれども、そういう答弁でなくて、どちらに一体比重を置いた料金ということをして、この公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 実はその点におきましては、森本先生から言われましたように、やはり私どももいたしましては、公共性と企業性といふことを両方考へてきめなければならぬわけでございますが、具体的な一つ一つの料金という場合には、やはりある部分において公益の見地から料金を安くしなければならぬ場合には、料金を低廉にしていかなければならぬし、そういう考慮は加へますけれども、料金全体として考へました場合には、やはり独立採算であるし、公共企業体として独立させましたこの形から考えまして、公益

○松田政府委員 まことに申しわけありませんでしたが、確かに電信の面におきましては公共性をうんと強く見ておられます。と申しますのは、電信は、電気通信としての一番基本的な、また一般的通信方法でございまして、これを非常に高くするといふことは、国民としての一番身近な通信の手段といふものを利用しにくくする面でございますので、現実の姿といたしまして収入が支出の半分くらいにしかならぬとて、従来からのいきがかりと申しますか、歴史的な関係も考へまして、料金をきめておるわけでございます。しかし電話につきましては、やはり企業性を重く考へたという料金ではないのであつて、やはり企業性と公共性というものを両方考へ合わせまして、ただそ

○松田政府委員 大へんわかつたようでわからぬような答弁で、ちつともつかみどころがないんですが、それじゃ具体的に聞いてみたいと思ひます。

○森本委員 電信関係の料金というものは公共性を重く見て、電話関係の料金というものは企業性を重く見ておるといふふうに、今の電信電話公社の料金体系を見たら私は言へると思ひます。その点についてはどうお考えですか。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

○松田政府委員 公衆電気通信法の第一条において考へられてゐるか。その基本的な考え方に基づいて、これから先入つていく料金問題が變つてくるわけなんです。

て、その答申の趣旨はごもつともな点があると考えております。

○森本委員 そりすると、この程度の電信の赤字があつても今の電話の拡充と料金の収入においては大丈夫だから、とりあえず電信料金についての改正は出さなかつた、こういうことです。

○小金国務大臣 大体そうお考えいただいていいと思いますけれども、重ねて申し上げますが、来年度以降の電電公社の財政収支等を見まして、答申がございまして、それらを加味してまた考えたいと思つております。

○森本委員 それじゃちよつと営業局長に聞きますが、電信料金の将来の赤字の状況であります、電信事業が将来ずっと赤字が増加していくというふうに見込んでおられるのか、あるいはまた赤字がだんだん、今の加入電信その他の設備等において縮小されていくというふうに見ておられるのか、その点をお聞きしたいと思つておりますけれども、まず過去三十三年、三十四年、三十五年はわからなければつこうであります、三十三、三十四、三十五年等の電信事業の収支をお示しを願いたい、こう思つてあります。

○大泉説明員 三十三年からの電信事業全体の収支を申し上げますと、これは収入の關係は三十三年度百五億、支出が二百二十九億、結局支出の方が多いのです。マイナスが百二十三億でございます。三十四年度は総収入が百十七億、総支出が二百四十六億、赤字が百二十九億でございます。

○佐藤洋委員長代理 森本さん、定刻に本會議が始まるので、適当なところで打ち切つて下さい。

○森本委員 それでは、電信關係いろいろ質問がありますけれども、本會議がございまして、午前中の私の質問はこれで終わります。

○佐藤洋委員長代理 暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後四時五十分開議

○山手委員長 これより再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

○森本委員 先ほどの質疑の続行であります、電信關係の三十三年、三十四年、三十五年の収支の問題について聞きかけておまして、それが途中で切れておりますので、そこからお願いしたいと思つております。もう一回、おそれ入りますが、電信事業の三十三年、三十四年、三十五年の収支の問題を御答弁願いたい、こう思つてあります。

○大泉説明員 三十三年度の電信事業の総収入は百五億、支出は二百二十九億でございます。三十四年度は収入百十七億、支出が二百四十六億でございます。三十五年度はまだ決算がわかりませんので支出の方はわからないのでございまして、収入は概略百十九億でございます。

○森本委員 赤字はどの程度の見込みですか。

○大泉説明員 三十三年度の赤字は百二十三億、三十四年度は百二十九億でございます。三十五年度はわかりませんが大体似た程度だと思つてあります。

○森本委員 三十五年度の赤字の大体の見通しはどの程度ですか。

○大泉説明員 今申し上げました通り、支出の決算はまだわからないので、が、やはり百二十、三十億じゃないかと思つてあります。

○森本委員 そりいたしますと、将来にわたりますので、三十六年度以降の電信事業の赤字というものは、電信事業が中絶の機械化がされ、さらに加入電信等いろいろの合理化が行なわれまして、こういうふうな赤字がずっと将来も続いていく、こういうふうな見通しですか。

○大泉説明員 電信事業の将来の見通しにつきましては、電報關係につきましましては、人件費の關係等もありまして物数が伸びませんので、このままで、とだんだん赤字が増していくと思つて、加入電信は大体収支が償つておる程度でございまして、今後数がふえるに従ひまして収支が好転して参ると思つて、加入電信がふえるに従ひまして、いわばこの面では収支が改善される面があると思つて、また専用線の方にございまして、大体収支似た程度でございまして、改善の面があると思つて、ただ電報の方の赤字面とこの方の改善面とがどのようになつていくのかといふことは、人件費その他の關係があらうかと思つて、確たる推定はできませんが、ある程度希望が持てるという方向だと思つてあります。

○森本委員 将来の電信事業の希望が持てるというのは、赤字が縮小されていくといふことについての希望が持てる、こういうことですか。

○大泉説明員 さうでございます。またそのように努めて参りたいと思つておるわけであります。

○森本委員 そりいたしますと、先ほどの大臣と私の質疑応答においても大臣が言われておりますように、将来赤字が累増されるということになりまして、電信料金については改善を考えたいかなければならぬといふふうなことでございまして、これが三十六年度以降電信の赤字がだんだん消えていく方向に向く、こういうことでございまして、現在の電信料金というものを再値上げをするとかあるいはまた電信料金の値上げをしなればならぬといふことには到達をしない、こういうことになるわけですか。

○小金国務大臣 先ほど私の言葉が少し足らなかつたかと思つて、それと、電報料金につきましましては根本的な問題があるようでありまして、すなわち文字の単位を何字に区切るとか何字増しをどのくらいにするとか、また相当掘り下げた各方面からの検討を要するのではないかと思つて、そこで今いろいろな改善策が講ぜられて、赤字がこのままふえないとかあるいはまた少々赤字が減つたといふにしても、合理的なあるいは理論的な立場から再検討を加えるという時期がくるかと私は考えておりますが、なお電電公社の方に今後の動向等をよく調べてもらひまして、電電公社と相談したいと思つて、私は考えております。

○森本委員 今の大臣の答弁を聞いておきますと、あけ足を取るわけではなけれども、これはちよつとおかしいと思つてあります。というのは今大臣が言われた電信料金の合理化という問題については、たとえば字数の問題あるいはその他の問題について、これは将来にわたらなくとも、現在すでにさういふ面についての意見が出ておるわけでありまして、すでに御承知の通り電信電話料金の調査会の報告書においてもそれははっきり出ておるわけでありまして、たとえば濁点を二字に数えるとか、半濁点を一字に数えるといふふうなことに、不合理性があつて、それから今の単位料金について、十字にするか十五字にするかといふふうなことに、不合理性がある。さういふ点についての電信料金の改正については、行なうのが至当であるといふ調査会の報告書が出ておるわけでありまして、私はさういふ点についての合理的な改正といふことを必ずしもこれがいけないといふわけではないわけでありまして、しかし今大臣が言われたようなことでございまして、将来の電信の赤字あるいは収支の問題についての關係なくして電信料金の合理化をしなればならぬ、こういうことになつておるわけでありまして、さういふことになつておるわけでありまして、その時期といふものは、もしやるとするならば、今回の電話料金と一緒に電信料金を合理化するといふことが一番理屈に合うわけでありまして、さうなつておられますけれども、今回の場合はその電信料金についてわざわざ電電公社の方が出してきておつたにもかかわらず、これが閣議において決定を見なかつた。われわれが聞いておるところによりますと、閣議の決定の前に与野の政調会の内部において、今回は電信料金の合理化については出すべきでない、こういう意見でこれが一夜にしてやつたといふことが新聞

に報道されておるわけでありませう。そこで電信の料金について、将来にわたって改正を考へるならば、一体どういう点を改正をせられるのか、それが収支の問題で関係があるのかないのか、こういうことであります。

○小金国務大臣 今御指摘のようにいろいろな答申案を基礎として議論が出まして、議論がまだ十分尽くし得ないという状態でございますが、法案はなるべく早く出さないと基本的な電話の料金の調整につきましては、機械化に伴って改正していただかなければならないという緊急な要請がございますので出しました。しかし今御指摘のような料金を上げるか下げるか、あるいはまたどういった技術的な考慮を加えるかという点を含めまして、もう少し検討する必要があると認めましたので、今回はその点は出さなかつたのでありまして、こういう際にもいろいろ示唆をいただければ大へんしあわせだと思っております。

○森本委員 そういたしますと、電信の料金の問題についてはもう少し検討しなければならぬといったところは一体どういふところがありますか。これは公社当局で検討しております。

○大橋説明員 電信の赤字問題は通信省時代からの長年の問題であることは御承知の通りであります。大体電信事業というものは世界の大勢としてほとんどすべての国において赤字でございます。ただアメリカにおいてだけ長年かかつてより黒字になったという状態でありませう。根本的にこれを掘り下げて、電信事業というものをほんとうに電信事業だけで収支償うようになるようにしていいか、またしなければならぬかどういふことは、これは、これは相当長年の問題であつて、まだ結論に達していないのでございませう。そこで今回の電話の料金の合理化に伴うて、電信の方もある程度の合理化はやつたらどうかというので調査会である案を得たのでありますけれども、さらにもう少し根本的にこれを掘り下げて、将来の電信のいくべき道をどういふふうにしたらいいかというところのためには、どうもこの国会に同時に提出することは困難だと認めまして、今後もう少し掘り下げて根本的にこれを考えていきたい、かようなことで延ばされた御了承願ひしたいと思います。

○森本委員 そういたしますと、根本的な電信料金の原因を探索するということは具体的に言うかどうかということですか。

○大橋説明員 これは論点はいろいろとたくさんあると思ひます。一体電報の赤字というものは電信事業そのものに当然ついて回るほどのものか、それともさらに研究の結果、何かあまり赤字にならないでとんとんにいくような名案があるかどうか、こういうことまで掘り下げて一つ根本的に研究してみたいと思ひます。

○森本委員 総裁の答弁を聞いておりますと、電信料金の今回の合理化という問題については、公社としては何か用意をしておつたけれども、与党ないしは政府内部の意見によつてやまつたというふうにしかわれわれは新聞報道を見た場合にはとれないわけでありませう。大臣の答弁をしておられるには、根本的ないわゆる研究をしなければならぬ、こういうことでありませうから、そこで根本的な研究というものは一体

何であるか、こういう質問をいたしたところから今の総裁の答弁でありまして、一体電信料金というものを将来どうするつもりであるか、今回どういふわけで改正をしなかつたかというところについては、あつとも判然としないわけでありませう。もう一回お尋ねをいたしますが、端的に申しまして今回の電信料金についての、いわゆる合理化案というものをいかに申したかというところについては、いろいろ検討を要する点があつたので今回はおきました、こういう答弁であります。それは間違ひございませんか。

○大橋説明員 先般の調査会におきましても、一応の案が出たことは御承知の通りであります。しかしながら根本的に掘り下げて、今度の調査会の改正案が出たとは実は考えられないのでありまして、まあいけば中途半端といえは中途半端なものであつたといわざるを得ない。そこでいまだ少く根本的に掘り下げた研究をした方がいいじゃないか、かようなことで実は今回は延期されたことを承知しております。

○森本委員 そういたしますと、電信事業において掘り下げた検討をしなければならぬという点は何と何と何であるか、一つ個別的に、ずらずら言わずに、一つ何である、二つ何であるというふうには明確に言つてもらいたいと思ひます。

○大橋説明員 調査会の案はおそらくごらんになっておると思ひますが、しかしその案は実は先ほど申し上げましたように、中途半端といへば中途半端なものであります。そこで電信事業としてはもしこれをほんとうに黒字にし、赤字を解消しようと思へばおそらく方法なきにあらずと思ひます。たとえばうんと料金を値上げするか、もしくはいかなかのようなところでは電信配達のサービスをやめてしまふというやうなところまで大きな改革をすれば、あるいはある程度まで赤字を解消することができると思ひます。しかしながらこれをやるということは、一方からいうと国民に対する公益性といひますか、サービスは非常に悪くすることになりますから、私どもとしてはそういうことはやりたくない。そこでどの程度に一体料金をきめてあるいはどの程度まで電信のサービスというものを定めた方がいいかということをよくかみ合せて掘り下げて研究をする必要があろう、こういうことでありまして、一つ何、一つ何ということまで研究して今のをきめたわけではございせん。

○森本委員 そういたしますと、この電信料金の根本的な検討というのは、現在の電信料金というものが——電信料金の関係がどうか知りませうけれども、電信事業が赤字が非常に多い。そこでこの赤字をどういふふうには解消するか。それがためには料金を値上げをするのか、あるいはまたサービスを落とすのか、このいずれかに重点を置くか、あるいはそれをミックスしたものの料金にするのか、あるいはまた現在の十字までの文字を十五字にするとか、半濁点とか濁点とかいふことをどういふふうにするとか、そういうような問題を含んで検討しなければならぬので次に延ばす、こういうことでございませう。

○大橋説明員 それらの点を全部含めましてあらゆる角度から一応掘り下げて研究したい、こういうことでございませう。

○森本委員 公社が電信事業を始めて一体何年になるのですか。こういうことはもう総裁ももうとでないわけでありまして、電信事業が長い間赤字であるといふことについても十分御承知であらうと思ひますし、またサービスの改善についても一体どういふふうなところをどういふサービスが落ちるか上がるか、あるいはまた今申しました半濁点、濁点の問題とか十五字とか十字までというやうな問題について、これはおおよそ電電公社としてはわかつておる問題であらうと思ひます。そういう問題を今になって検討しなければならぬといふやうな点については、これは言いわけであつて、具体的にほんとうに今回の電話料金と一緒に電信料金を合理化しようとするならば、具体的な案が電話料金の合理化とともに出てこなければならぬはずであります。どうですか。

○大橋説明員 ただいま御指摘の濁点、半濁点とか、あるいは十字、十五字というやうな問題は、まあどちらかというところでは根本の問題じゃなくて、枝葉末節と言つちや悪いが、実は末節の問題に近い方だと思ひます。それよりも根本的に収入の倍以上の赤字が出てゐるというこの状態を一体どう考えていったらいいかというこの根本問題になりますと、相当これは慎重に考えなければいかぬ、かように考えるわけでありまして、今後相当日時をかけてよく研究をして最後の決定をしたい、かように思つております。

○森本委員 今後日時をかけて検討するといふことは、それは十分わかりませうけれども、今まで、かりにあなたが総裁になつてからでも大体三年

く方法なきにあらずと思ひます。たとえばうんと料金を値上げするか、もしくはいかなかのようなところでは電信配達のサービスをやめてしまふというやうなところまで大きな改革をすれば、あるいはある程度まで赤字を解消することができると思ひます。しかしながらこれをやるということは、一方からいうと国民に対する公益性といひますか、サービスは非常に悪くすることになりますから、私どもとしてはそういうことはやりたくない。そこでどの程度に一体料金をきめてあるいはどの程度まで電信のサービスというものを定めた方がいいかということをよくかみ合せて掘り下げて研究をする必要があろう、こういうことでありまして、一つ何、一つ何ということまで研究して今のをきめたわけではございせん。

くらいになるわけでありす。四年の任期で、あと一年くらいの任期でありますから三年になっておるわけです。三年間もあれば今言つた電信事業の根本的な問題といふことについては十分これは検討ができるはずであります。すでにわかつておることでありす

が、そういう点についての根本的な検討がなされていないから、電信料金の合理化については今回行なわなかつたといふことは、これは答弁にはならぬと思ふのです。それ以外に、電信料金の今回の合理化の案といふものを出さなかつたところに何か理由があるんじゃないか。そうじゃないか。今この答弁は、これは答弁にならぬと思ふ。そういうことについては、いまさら検討しなくても、もうわかり切つておるわけでありす。だからそれ以外に何か電信料金が、今回の電信料金の合理化に就いて出なかつた理由があるのか。こんなめんどくさいことを出したら、電話料金の合理化でさういふかげんもめるのに、もう一つめんどくさいことをやられたら困るから、一応電信料金は置いておけ。電話料金だけにしろという理由でやられたのか。あつさりそういふことならそれで私は認めたいと思ふわけでありすけれども、ただし真相を一つ明らかにしておきたい、こう思つて電信料金の合理化について——これだけ赤字になつておる電信料金、しかも電信料金については枝葉末節と言いますけれども、濁点、半濁点の問題についても、十字、十五字までの問題についても、これは利用者である国民に非常に影響のある問題であります。そこへもつて参りまして今日の

のように入件費がかさんでますし、別使配達の料金等におきまして、かなりこれは合理的に改善をしていかなければならぬと思ふ。そういう点を考えた場合に、どうしても私が納得し得ないのは、電信料金の合理化の問題については、電話料金はさういふように改正案を上程したけれども、電信料金をそのまま据え置いたといふことについて、何か理由があるのか、さういふことでありす。理由が別になくして、電信料金は、今やつたらよい紛糾するからと回しにしようといふなら、それはそれで話がわかるわけでありす。大臣どうですか。この点は総裁はもうほんとうのことを言ひそうもないから、大臣に聞きますが、どうですか。

○大橋説明員 ただいまいろいろお話がありまして、決して私はさういふ偽りを申し上げておるわけではございません。あらゆる角度から根本的にいまいち検討したい、さういふこと以外に特別の理由はございません。

○森本委員 根本的に検討するために出さなかつた、さういふことですか。

○大橋説明員 さういふことではございません。

○森本委員 総裁、今ごろになつて赤字をだますやうなことを言つてもだめですよ。その根本的な問題は検討しなかつても十数年前からわかつておる問題だ。あなたも大体電信事業といふもののはどの程度の赤字があつて、さういふにやればこの電信事業が赤字にならぬようになり、サービスの程度に ついてもどの程度ミックスすればいいといふことはわかるわけでありす。私が総裁なら一日でもこの案を作りますよ。それが、さういふことを根本的に検討するために、今回電信料金の合

理化といふことについては見送つたといふことは、答弁にならぬと私は思ふ。だから、さういふことはわかりきつておつてなおかつ電信料金の合理化の問題について今回電話料金と一緒に出さなかつたといふことについては、これ以上総裁に聞いたところでだめですから、大臣にお聞きしたいと思ひますが、あつさり電信料金の合理化については、今回出したらよいややくしくなるので、電信料金についてはやめにしまして、電話料金だけにしました、さういふことでしたらさういふことでけつこうだけれどもどうだといふことですか。

○小金国務大臣 御承知の通り私はさういふことでありまして、一応の説明を伺ひましたところが、まだ根本的に検討を加える必要のある部分もあるといふやうな御意見もあるし、もう一つは、電報料金の合理化といひまして、一応は百何十億値上げになるものですが、こころもやはりいろいろな状況を勘案いたしまして、実は私もさういふことはあつさりおつたわけではございません。

○森本委員 大体大臣が言うやうに、さういふ言ひは話の初めからわかるわけでありすけれども、総裁のやうに、さういふにあつさりものを言わすに、ああだこうだといふやうに公社一流のことを言うから話が込み入つてくるわけでありまして、ある程度今回の料金の合理化については、電話料金の料金については、上げもおろしもしておらないといふことで合理化といふ名目が立つけれども、電信料金については若干の値上げといふことになるからさういふことで保留になつたといふことになりすれば、ある程度考え方とすればまた出さなかつたとい

う点についても了解はできますけれども、ただし私は、私は収支の赤字だけでこれをどうこうするといふことなしに、やはり電信事業といふものについては年間約二百五、六十億の支出になるわけでありまして、収入についても百三、四十億といふ膨大な金額になりますし、また電話事業よりも一般国民に非常に関係が深い電信事業でありすから、これをこのまま据えておくといふことには私はならぬと思ふわけでありす。やはりサービスを低下させるというよりも、サービスを向上させる、さらにできる限りの、場合によつては合理化もやらなければならぬと思ふわけでありす。たださういふ点については、やはり従業員との摩擦を十分に避けて、お互いに話し合ひをしていかなければならぬといふやうに考えますけれども、たとへば今日の別使配達のときは、おそろく現状にマッチしないやうな別使配達の料金ではなからうかといふやうに考えるわけでありす。ちよつとお聞きしたいと思ひますが、今別使配達はキロ当たりどのくらいになつておりますか。

○横田説明員 今すぐ調べて御答弁申し上げます。

○森本委員 それを特に聞きましたのは、この前も私がここで質問をいたしましたやうに、北国の雪の降るところでは、駅で電報を打つて、そして別使配達を持つていく電報配達人のあとからついていけば道案内になる——まことにさういふやうな、笑い話でなしに、現実の話もあるわけでありす。しかも別使配達の場合は、わざわざ実際の常在員でもない者を雇つていくわけでありすから、現行の別使配達に

おいてはその者すらも雇えないという現状ではないかといふことを私は証明をしたかつたわけでありすので、それを聞いたわけでありすけれども、さういふ点は私は率直に申し上げて合理的に改正をしなければならぬんじゃないか。何もこれを特別にけちるというやうなことでなしに、やはりさういふ点については——一般会計から補てんをしてくれるならば別でありすけれども、さうでない限りは、今の別使配達の料金において特別の人を雇つていけといわれまして非常に困難でありますから、さういふ点についてキロ当たり幾らといふことが現在わからぬといふことであれば、またあとでけつこうであります。いざにいたしましてさういふ点についてはある程度改正をすべき点があると思ひますが、どうですか。これは副総裁でけつこうです。

○横田説明員 先ほどから総裁がお答えいたしましたやうなわけで、電話料金の改定はサービスの改善のために緊急、急ぐ問題であります。したがつて申し上げますやうに、電話の方も水準は同一水準でいく、さういふ前提でおりましたので、あの当時の電報の問題についても、水準を動かさずいかにすればどういふことがあるか、しかも問題にならぬ点を考えていこうといふのが調査会の案だつたやうであります。さういふとおのずから中途半端になるといふやうなことで、今、先生から御指摘のやうな、確かに別使配達の問題とかあるいは今の電信の事業の再建と結びついた料金制度全般を考へるというやうな点においては、先般の案は非常に中途半端だといふこと

で、一応取りやめになったわけであり
ますが、今の別使配達の問題とか、あ
るいは今後電話で距離別時間差法を
とった場合に電報にどう影響がある
というふうなことも、これから十分
検討して、電信の問題については全
面的に考えて研究していきたい、こ
うことであります。

○森本委員 それではこの法律に基
づいたところの電話の料金の合理化の
問題について質問をしていきたいと思
います。

今回の電話料金の体系改正案が出て
おるわけでありまして、これは
公社の方では値上げでもない、値下げ
でもないというふうに説明いたしてお
りますが、実質的にはこれは将来に向
かっては値上げの方向になる案であ
るというふうに解釈をいたしておりま
すし、また現実に入収の面から考え
ていきますとそういうことになると思
えるわけでありまして、そういう
点ではそれといたしまして、今回の
場合は、都市の発展や町村の合併、あ
るいは現在の課金機器の問題、そうい
う点からこれが改正を企図したとい
うことを言っておられますけれども、それ
を一つ具体的に——まず最初に概略を
説明願いたい、こう思うわけでありま
す。

○大泉説明員 今度の新料金によりま
しては、三十四年度の決算の面で申し
ますと、旧料金と新しい料金の間に三
十二億円の差がある、こう申し上げた
のでございますが、それは距離を改め
ることによって十六億、三分・一分
制によって約九億五千万円、距離別時
間差法、準市内通話ということによっ
て五億五千万円ということをお願い申
す。

し上げたと思うのでございまして、こ
れは直線距離制をとった場合に
おきまして、実際適用します場合に
お客様の受け入れやすいようにする
というののためにどうもこの程度
の赤を見込ませざるを得なかった。三分
一分制につきましても三分の料金が
ちょうど三分に割り切れる数字でなけ
ばならないというこのために、一
分三分の料金を上げなければならな
いところが、実際上は九割余りしか結
果的には上げることができない。それ
から自動即時関係につきましても、二
五割上げなければならぬところを、実
際上は二〇割程度しか——これも刻
みの関係ですが、なつたというこの結
果、これが三十二億というところにな
るわけでございます、この点は後年
度において通数がふえるに従いまし
て、大体同じ比率で伸びて参るもの
でございます。

○森本委員 そういたしますと、これ
は一つ法律案の各条項を追って質問を
していった方が時間的にいいと思いま
すし、またその条項の過程の中にお
いてそれに影響のある料金関係を質問を
していきたい、こう思うわけでありま
す。

まず最初にこの第二十六条の改正の
問題でございますが、これは集線装置の
問題でありますか。

○松田政府委員 集線装置が主でござ
いまして、集線装置等でございます。

○森本委員 だから「その交換設備に
郵政省令で定めるところにより接続さ
れるその従たる交換設備を含む。以下
この条において「局交換設備」とい
う。」というの、これは集線装置の
意味ですか。

○松田政府委員 ただいまのところ
しまして、こういう表現で直ちに今考
えられますものは集線装置でございま
す。なおこういう考え方で今後出て参
るものもあるかもしれませんが、ただ
いまのところは集線装置を考えており
ます。

○森本委員 集線装置をこういう形で
無理に入れたということについては、
私は前にも一度これをあなたの方に注意
したことがありますが、将来の電話の
あり方という点からいって、私には改
革という点からいって、共同電話、構内交
換電話というふうな形において法律に
おいて定めるところにございまして、
非常にいいことであると思っております。

しかし現実には電話事業というものが日
進月歩していく過程において、集線装
置あるいはまた集線装置以上のものが
出てくるかも知れぬ。そういう場合に
、たとえばその他の項については非
常に政令に譲っておるわけでありま
して、二十六条において、加入電話の集
線装置については別途政令で定めると
する方が、電話事業本来からいって
するならばかえっていいのではないかと
いうことを、前にもちょっと、これは
法律技術上私が申したわけでありま
す、今も松田監理官が答弁をしてお
りますように——当面のところは集線装
置でございまして、こういう答弁をして
おるわけでございますが、将来集線装
置より以上のもので、どういふものが
出てくるかわからぬと思つてござい
ます。そういうものが出たら、この第
二十六条の今回の改正ではまたいけ
ない、こういうことになるおそれも多
分にあると思つております。そういう
点を考えて場合に、一体第二十六条

の場合、これをこういう形でやるとい
うのは、今私が言ったようなやり方
については立法技術上いけぬ、こ
ういふことの結論において集線装置の
ものを——これは普通通話とが読んだ
んじやなかかわりませんよ。これが
集線装置であるかどうかであるかとい
うことは、なかなかかわからぬです。前
から問題になっておつたから、これは
集線装置であらうと考へて私は質問し
たわけでありまして、集線装置以上の
ものが出てきた場合には、私はまた改
正をしなければならぬことになつて
くると思つて、そういう立法技術とい
う点においてはどうか考へてはどうか
か。

○松田政府委員 ただいま先生のお示
しのように、ここに書いてあります加
入電話というものを、種類等を全部政
令に譲って書くことができれば、
私も非常に簡便に事が処理でき
て、実はありがたいと思つてござ
います。何分現行法にいろいろと
具体的に、単独電話、共同電話、構内
交換電話とあがつておるものでござ
いますから、それを全部政令に譲ら
しめていただくことは少しどうかとい
うふうに思つたものであります。こ
れで「郵政省令で定めるところによ
り接続される」という形にいたしま
して、この意味に含められるような
もので将来考えられるものといふもの
なわけではございませんが、集線装
置といふことをすばり書くよりも、こ
の方がまだゆとりがあるといふのも
りで、一応こういう修正をいたした次
でございまして。

○森本委員 それで集線装置以外にあ
るということはどういふことですか。

○松田政府委員 現在のところまだ具
体的にどうと予想しているものはない
わけでございますが、搬送装置の利
用による場合とかいうことも考えられ
ないわけではないのでございまして、
一応ゆとりを持たした形になつてお
るわけでございます。

○森本委員 その搬送装置というの
は、結局は有線におけるサイクルを
通して流して、そうしてその線を幾
つも使つて、そういうような考へで
すか。

○松田政府委員 実はこの問題は現在
直ちに予想しているわけではござい
ませんので、詳細の説明は私にはまだ
きかねる状態にございまして、一つ
御了承いただきます。

○森本委員 それは一つ技師長の方
からでもだれでも、将来どういふ形
になるかといふことについては、もし
いふものがあれば御説明願つてお
きたいと思つております。

○米沢説明員 ただいまの御質問であ
ります。この通信関係の問題につ
きましては、たとえば将来電子交換が
使われてくるのかいふようないろいろ
法がありますし、また現在搬送とい
うけれども、周波数で分割するとか
いふ問題がありますので、そうい
うゆとりがあるわけでありまして。

○森本委員 それは将来の宇宙線み
たいなものでありますから一応おき
まします。ここで問題になりますのは、第
二十六条の第一項に新しく入れまし
たところのややこしい書き方をしてお
すけれども、これが集線装置だ、こ
ういふことになるのなら、これは
この前施設局長と一緒に横浜まで見

○松田政府委員 現在のところまだ具
体的にどうと予想しているものはない
わけでございますが、搬送装置の利
用による場合とかいうことも考えられ
ないわけではないのでございまして、
一応ゆとりを持たした形になつてお
るわけでございます。

○森本委員 その搬送装置というの
は、結局は有線におけるサイクルを
通して流して、そうしてその線を幾
つも使つて、そういうような考へで
すか。

いつて非常に論争しながら私は帰って来たわけでありすが、いまだにどうしても私が納得いかないのは、集線装置は結局本交換以上、集線装置があるから一般の加入者よりはるかにサービスが落ちることは、これは理の当然であります。それを何か当然のうちにこの法律事項を入れるというところに、集線装置に入れたら、それが大きな迷惑であつて、知らぬ間に集線装置に入っている。ところがその集線装置が、一般の局に直接入つておる交換から見ると、サービスが若干落ちることは理屈上言えるわけでありすが、そういう点の要するに公平にサービスをやらなければならぬという点についてはどうお考えですか。これはだれでもけつこりです。

○大泉説明員 森本先生のお話、前国会でもお伺いしまして、その後その点について非常に検討してみたわけでございます。先生のおっしゃいます通り、単独でも共同でもない。別個の種類ではないかという御意見も十分検討してきたのでございますが、結局このような考え方は世界各國で考へておる行き方あるいは公社の将来のサービスの行き方から見てどうするかというのを考へてみますと、今回提案されておりますような形の方が一番いいのではないかと私たちが考へたわけでございます。先生のおっしゃいます通り、この問題につきましては、本質上サービスが単独電話より劣るのではないかと、この問題点と、それから現行法制上二十六条の解釈が不適当ではないかという二つの問題があつたのでございまして、この本質の問題につきましては考へたのでございすが、これは制度的に

考へまして集線装置と申しますのは、諸外國で単独電話をできるだけ合理的に経済的につける技術として考へられておるものでございまして、その点から考へますと、別途の制度にするということとすると、このような制度を新たに作る意義がないというよりなことになつたのでございまして。この点はおっしゃいます通り集線装置のみならず、いろいろな搬送設備、これも今の時間で分割する方法とかいろいろな関係で線路を最も経済的に使うよりなそんな交換装置が今後考へられていくと思ふのでありますが、それはすべてその通話の量を考へまして合理的に設備したものでございまして。そこで問題は、何とかして単独電話でないという意味がないのでございすが、サービスが劣るか、この点につきましては試験実施を重ねまして、技術的に十分単独電話に劣らないものにしていくべきではないかと思ひます。これは古い設備からすでに三回再生改善が行なわれておると思ひますので、私たち今まで聞いておるところでは、一番最新のものはおおむね単独電話と同じサービスになるのではないかと、こう考へる次第でございます。

○森本委員 そうすると、一番最新式の集線装置というものは何回線入つておりますか、施設局長。

○平山説明員 お答えいたします。この集線装置から電話局側が四回線、それから加入者側が十六回線でございます。

○森本委員 これは前に見た行つたときと一つも変わらぬわけですね。

○平山説明員 その回線の収容の数においては変わりございません。

○森本委員 だからこれは大臣、一つ常識で判断をしてもいいと思ひます。この集線装置というものは必ずしもいい理由ではないわけであつて、普通の電話は電話局の交換へそのまま連なつておるわけですが、ところが今度のこの改正の集線装置というのは、その回線が少ないから多く加入者を加入させるために、局の交換と加入者との間に一つ集線装置という交換機を入れておるわけですが、そこで横浜なら横浜の交換局から四回線の市内線が出て、それから一つの電柱の上にはこれ集線装置に入つて、そこから十六加入に分かれておるわけですが、そうすると、単独で電話交換へ入つておる分と集線装置を通つておる分とは、これは常識から、理屈から考へても、サービスが若干劣るということになるのです。それを今営業局長が答弁をしたように、確かに市内回線が少ないということと、それから電話交換の交換局におけるところのいわゆる収容数、そういう点からいって、そういう点についてはこれは公社側にすれば便利なこととは間違ひないです。しかし加入者側には、単独加入と要するに今の集線装置の入つておる分については、これはもう大した違いはないにしても、現実には相当忙しいようなところだつたら集線装置をおそらく入れないと思ひますけれども、普通住宅用とかあるいはその他の忙しくないところと判断して電話局で勝手に入れたらと思うのです。しかしこれは加入者が知らぬだけのことであつて、実際は不便なのです。それをや

を合法的にするように今回法律改正をしておるわけでありすが、合法的に法律改正をしたのはけつこりでありすが、けれども、現実の問題としてはそういうふうにサービスが低下するということ、金のその他においてやるといことが、これはたして合理的であるかどうかであるかというのが私の言ひ分でありまして。これは必ずしも技術論争でなしに、常識で、これは図にかいたらすぐわかります。今言つたようなことについて大臣はどう思ひますか。

○横田説明員 これは森本先生はどうも話の仕方が非常にお上手なものですから、あたかもそういうふうにお感じになるかもしれないが、実はこれは先生もよく御承知のように、交換局の中継機としては大いしばつてある中継機としてしましても、中継線、中継機としては大いしばつてあるわけでは、加入者の数だけ線があるわけではないのです。あとは中継の線は何人か共用にする。従つて中継線の中継機はたつたは呼損率百分の一とか呼損率百分の一は、先生御存じのように百べんかけて平均一回だけ話し中になるというのが呼損率百分の一、それから呼損率百分の一というように中継線をばつていくということとは、これは加入者ごとに今の線があるわけではないわけですが、そういう中継線を局の外にいわゆるある意味においては柱の上の柱上交換機まで延びたと考へていけばいい問題で、そういう意味であつて、決してそのために局の中に加入者ごとに中継線がその加入者の数だけなければならないというには私はならぬと思ひ。そういう意味で、こ

いう設備によつて今の加入者ごとの加入回線を節約していく。これは今の局の外に交換機の一部を取り出して、こ

入回線を節約していく。これは今の局の外に交換機の一部を取り出して、こ

入回線を節約していく。これは今の局の外に交換機の一部を取り出して、こ

入回線を節約していく。これは今の局の外に交換機の一部を取り出して、こ

ますが、私どももいたしましてはこういうふうに御説明したらおわかり願えるのではないかと思います。と申しますのは、同じ自動交換の方式でも、東京では現在七数字であります。つい最近まで六数字でございました。ところが地方の数字でいきますと、五数字の局、四数字の局がございます。これも各交換のダイヤル一つ回すごとにスイッチがありまして、一つのスイッチから次のスイッチにわたる間は一〇〇名の確率があるわけではございませんので、その間ある一つの確率と呼量を頭に置きまして、確率的に、先ほど副総裁は百分の一というような数字で御説明申し上げましたが、そういう数字を基準にいたしまして、相当の確率で通話が通るように、もつとはつきり申し上げますならば、百回かけても百回通るということは経済上許しませんので、百回かけても九十九回かかるというような設計しているわけであります。ただその場合に、今のようにスイッチの数が多くなれば、それだけサービスが悪くなるのじゃないかという一つの考えもあります。もしそういう考え方をいたしますならば、四数字の局と、東京の七数字の局は、やはり七数字の局はそれだけ電話がかからないということにも相なるかと思ひますが、私どももいたしましては呼量を考えまして、四数字の局におきましても七数字の局におきましても、加入者に対する御迷惑はやはりかけないよう設計をしておるわけでございます。そこで今の集線装置の問題は、四数字の局に置くにしても七数字の局に置くにしても、これにさらに一つ加わるじゃないか、それだけ悪くなるじゃないか

といふ考えもあろうかと思いますが、今申しましたように、加入者の現実の呼量も考えてみて、やはりスイッチの今のトラフィックの計算といひますか、私どももやっておりますそういう考へ方を頭に置きまして、そして一般の単独の加入と遜色のないサービスをするように設計しているわけでございします。問題はそういう呼量の問題が一つと、もう一つはそういう機器を電柱の上なり、先生の先ほどの御指摘の御案内にいたしたわけでございますが、こういう機械、従来交換局の中にありましたものが電柱の上にあり、そういったものが予定された性能のように常に働くかどうか、また維持されているかどうか。そういう問題もまた別な問題としてあるわけでございます。率直に申しまして、これができました当初におきましては、そういう点にやや遺憾な点があったと思うのであります。何回も実施試験をいたしまして、今日におきましては柱上におきましても故障の点でも御迷惑をかけないと思ふような機械ができてゐるわけでございします。今の確率の点と故障の点と両方あろうかと思いますが、先ほど申しました世界的にも各国でこういうものをやはり使用している状態でございますので、私どももいたしましては技術の動向からいたしまして単独電話の一部としてこれをやつていきたいと思へておるわけであります。

○森本委員 それは何回説明しても、あなたの説明は要するに百分の一のい
わゆるかからない率があるということ
の説明であって、普通の電話はこう
だ、それと同じ率に集線装置に入っ

ものもあるからサービスは低下しない、こう言っておるけれども、これは自動車の中で何回も言い合って戻ってきたわけなんです、そういうふうに言われても、百分の一の上に、直通回線の場合より四回線と十六回線になるから、現実にはサービスが落ちることは間違いないんだ。どういうふうに説明しても、これは図面をかいいたら一番わかる。しかし、そういうことを何ほこで言っても、あなたの方とはにかく一般のサービスより落とすようにしないということを強弁をしているから、あえて追及しないけれども、どっちに

いたしましたが、一つの交換局があつて、それに単独に入っている者と、この中へ集線装置を入れて、この交換から四回線にして、この集線装置から十六回線にしてあるわけだから、この

サービスは単独電話より落ちるのは当然なんだ。これはあほでもわかる理屈なんだ。それを、百分の一の率をいろいろ説明して、普通の電話と同じかから

でもサービスは落ちない、こういうこともあるから、こういうふうになつてぬ率があるから、こういうふうになつてもサービスは落ちない、こういうことをあなた方はしきりと説明しておるけれども、私の言っていることは赤子でもわかる通りであつて、技術的にも

否定し得ない。私はこれでやめますけれども、とにかくこういう点については今回は不合理な点があるということ、この二十六条については私は将来

次に第三十八条の三であります、今回の場合、特に「参加差押を含む」ということについては、

であります。これは何でも改正の
ように見えますけれども、私は重要な

意義を持つと思いますので、これを入れた意味を一応御説明願っておきたい、こう思うわけにあります。

○松田政府委員 この規定は、実は現

行におきましても、この制度ができまして以来、大体この法律改正でやっておりますと同じように、参加差押も差押と同じように扱ってやつておるわけ

でございますが、これは事実法律上の解釈としてそういうふうにやっておりますことよりも、法文で明定いたしました方がより明確になり、疑いがないと思えますので、法文上明確にするために

書いたわけでございます。

○森本委員　それでは次の第四十一条の第二項の新しく改正されておる点を具体的に一つ説明を願いたい、こう思

うわけであります。

○松田政府委員　現行の四十一条は、加入電話を他人使用させるときには、その通話の料金相当額以上の対価を受けてはならないこととして、他人

使用というものを制限しているわけでごさいます。例外的にPBXの内線電話機につきましては、公社と他人使用の契約を締結した場合に限って、その

契約条項に従って他人使用させることができるということになっておりますが、これをこの改正によりまして、付属電話機の場合でも内線電話機と同様に他人使用を認めるようにしたい、こ

○森本委員 この点についてはかなり問題がありますけれども、あまり皆さんが興味がないようですので、

次の項に移ります。

第四十四条に今回級局別の改正があるわけでありまして、これは非常に今回の料金改正については重要な関係を

有するわけですが、この第四十四条の改正について具体的に一つ説明を願いたいと同時に、今回新しく級局をこういふふうに変えておりますが、級局を新しく変えた内容についてはどの程度の局数になるのか、これはどこかに参考資料がありますか。

○松田政府委員　局数につきましても、

公社の方からあとで答え申し上げますが、この規定の改正の趣旨につきましては、実は今までと級局の並べ方が逆になっているわけですが、

王手は行方不明。十二級局は二以下ということではないかと、十二級局というだけで、十一級局は二十五未満、十二級局は二以下ということではないが、十二級局は実際にごい
まさんのでそれを一本にいたしましたし

て、二十五未満というのを、従つて從來は十一、十二ということになるわけですが、それを今度は一番下といひまして一級局とし、あとは順序をずつと進め、こゝまで、二、三、四、五、六、七

をしたわけでございます。従いまして
前の二級局のところは十級局になるわ
けでございますが、この辺からは東京
が非常に膨大になって参りましたし、

今後この数がどんどんふえていくことが予想されますので、現在のままに捨ておきましては基本料の関係で不均衡になるということも考えられますので、将来の増収と増収、このままに、

それともう一つは、津市内通話を実

施いたしますために、準市内通話は大
体市内通話に準じているものでござい
ますので、それを加味いたしますため
に、それによって準市内通話ができる

加入電話の数の十分の一を加えて級局を算定するというにしたいわけでございます。

○森本委員 これはもつと慎重に審議をしたいと思いますことは、この級局によって今回の電話局の基本料金が違ってくるわけでありまして、この級局の相違において、今回は基本料金が百円ずつ上がつてくることとなりますから、基本料金が上がるところも出てくるわけでありまして、特にこれは念を入れて聞いておかなければならぬと思ひますので、今回の改正に基づいたところの局別、局数、一級局から十四級局まで、そういうものについては、たとえば一級局については今どういうところか当てはまるのか、一級、二級でもけっこうありますが、三級局程度までも言ってもらいたい、こう思ひわけです。

○大泉説明員 ここに書いてあります新しい一級局と申しますのは、従来の十一級局でございまして三十五年度の統計によりまして八百三十三局ございまして、それから次の二級局が二千八百二十一局、三級局が千七百七十八局、四級局が七百二十四局でございまして、森本委員 そうすると現在東京の各局は何級局に入りますか。

○大泉説明員 東京は現在七十七万九千ございまして、十一級局になります。

○森本委員 七十万以上ということになりますと、この各級局において基本料金はどの程度ずつ違つておるわけですか。

○大泉説明員 今度の改正案では上の方は百円違ふことになっておりまして、

○森本委員 それでは違ふのは上の方の下の方も百円ずつですか。

○松田政府委員 実はこの級局の改定によりましては、基本料金は全然違つておりませんので、もとの級局に当たるものが、たとえば四級局ということに申しますと、これはもとの八級局でございまして、八級局が四級局というところで料金は変わつておらないわけでありまして、それから料金の刻み方は上の方は百円でございますが、下の方はもう少し小さくなつております。具体的には公社の方から御説明申し上げたい。

○森本委員 そういふことを言うところからかつてわからなくなる。聞いておる人もよくわからなくなるわけですよ。そういうことではなしにわかりやすいように説明すると、一級局から何級局までは大体何ぼ、それから百円刻みにずつと上がつていけるなら上がつている、こう説明した方がきつちとくるわけだ。今回の改正においてはその中で東京、大阪という代表的なところは、それは何級局に当たるかというところでは、基本料金は何ぼというところが出てくるわけですよ。そういうふうな形の説明をしなければだめですよ。

○大泉説明員 従来の七級局までが合計で九二・四％だけでございまして、これは今まで度數制がしかれていなかったわけでございますが、今度は大体四十円から六十円くらいの刻みでございまして、それからこの上の方の級局はおのおの百円刻みになっておりますが、これは現在と全然同じでございまして、下の方の級局につきましては定額制しかなかったのを度數制をしけるよ

うにきめただけでございまして、従来と同じでございます。

○受田委員 関連して、今の基本料金というものを百円上げなければならぬ理由はどこにあるわけですか。

○松田政府委員 そこで私先ほど申し上げましたように、上げるわけじゃございせんので、お手元に参考資料としてお配り申し上げましたものの四十二ページに新旧対照として掲げてあるわけでございます。ここに一級局は旧十二級局、十一級局が関連的に入るわけでございます。これは従来は基本料というものはきめていなかったわけでございます。つまりこれは定額制局というところで考へておつたわけでございますが、今後度數制も取り得るやうにということで基本料を一応きめたわけでございます。これは新設でございまして二百六十円ということに新設したわけでございます。それから同様にこの欄を追つて参りますと、二級局は三百円、これも新設でございまして、この辺の刻みは四十円でございます。三級局は旧の九級局でございまして、これは三百四十円、以下四級、五級とそれぞれもとの級局に対応するわけでございます。そして、ここまでは新設でございまして、それから六級局で初めて従来から基本料がきめてございまして、六級局はもとの六級局に当たりまして、これは五百円、その点は上よりも下よりもしてない、そのままでございまして、それから新しい七級局はもとの五級局でございまして六百円、これも上よりも下よりもしてないわけでございます。以下同様につつと参ります。

○受田委員 その十二級局以上が百円、二百円、三百円となつてそれぞれ上がつてきておる、新しく設けたわけでありまして、だから千円以上のものがなかったところが百円刻みが三つできておる、そういうことをしなくても、電話の数がどんどんふえて、東京だけでも今から四十一年までに現在の三倍も電話がつくというやうな目標を持つていけるのでしたら、こういう料金を現状に据え置いてあげることが利用者の立場にも非常に協力してあげることになるので、上の十二級局以上に百円刻みで段階をつけて値上げしているところを千円以上はないのだということにする、この名案はどうですか。

○大泉説明員 この問題につきまして、料金の立て方の基本問題でございまして、先般来も加入区域の大小があるのかかわらず七円一本では不均衡じゃないかと、いろいろ御意見があつたのでございまして、結局通話できる相手が多いか少ないかということによって基本料に差をつけるというものが料金の立て方の基本でございまして、実はこの法律ができましたところには、日本の一番大きな電話の加入局も二十万程度のものしかなかったでございまして、このような急激な発展は予想していなかったものであります。それで全体の料金体系を考えますときに、百万にも二百万にもなつても二十五万の加入のときと同じやうなのは不均衡で

はないかという御意見が方々から出て参つたのでございまして、これはやはりこのやうに差をつけていくのが料金体系として最も正しいのではないかと考へたわけでありまして。

○受田委員 大東京のやうにどんどん電話がふえていく、それに従つて一方では基本料金を上げていくという行き方は、両方でもうけるわけですよ。やはり一応千円という限界線だけはくぎづけにしたいだいて、千円以上は一括千円というところを押えておかれる方が賢明であると思ひます。数がふえる、基本料金は上がるということでも、いたずらに収益を高めることになつておそれがあるわけですね。利用度という問題も限界があると思ひます。千円の上はないやうにされた方が賢明であると思ひます。私は指摘したわけですよ。それから千円までの刻みは承知します。それから上を千円で押えるという名案を提案したわけですよ。

○森本委員 今、受田さんが言われておるのは、今までは十二級、十三級、十四級というものはなくて、これは今回新設をしたわけですよ。だから、監理官が言うやうに、基本料金そのものについてはほとんど動かしてありません。これは事実なんです。動かしてないけれども、東京のやうに七十万あつて、あともう少しすれば百万以上になるというところになってくると、級があつてくるわけでありまして、級があつてくると、現行のものをそのまま据え置いたと言つておるけれども、実際に加入者がふえるに従つて基本料金が上がるから、公社の方はそれだけ増収になるのであつて、具体的には値上

げじやないか、こういうことを言っているわけだ。だから、現行のように最高の基本料を千円に押えて、それ以上はすべて千円だということになれば値上げにならぬけれども、今回のように、あとの十二級、十三級、十四級といふものをこしらえて、千円、千二百円、千三百円という段階別にすると、現在のものが千円円になれば百円上がるという結果になり、実質的には値上げになるのではないか、こういうことです。

○横田説明員 お話しの点につきましては、まず基本料というものの本質と申しますか、電話料の体系としましては、先生もよく御承知のように加入数の多寡によって、今の同じ七円をかけても加入者の多い方がうんと通話の効用があるということ、七円は大都市でも小さい都市でも同じにするけれども基本料に差をつけていく、これが電話料金の一つのプリンシプルでありまして、そのプリンシプルは一応踏襲したい。そこで従来の基本料の体系を見ますと、御承知のように八百から二千未満のものが五百円、それが二千をこえると、二千から八千未満のものが六百円、あるいは八千から五万までが七百円、こういうふうに小刻みに今の百円刻みができておるわけです。ところが、先ほど申し上げましたように、その当時日本でも二十万くらいが最高であつたというふうな情勢であつたわけでありまして、それがこういふように同じ加入区域でうんとふえてくる。一加入区域内で百万というように加入数が増えるというふうな情勢になつて参りました。これを直視しますと、五万

から十五万未満が八百円、十五万から二十五万未満が九百円、二十五万以上は千円と飛んでおるのですが、この上の方が無制限だ。この体系はむしろおかしいので、今までの二十五万までというのを今度は四十万までにふやして、その上を、今度は百万、二百万、三百万という段階を設けたわけでありまして、やはりそういう加入者の数によつて、度数料は同じだけれども基本料に差をつけていくという体系からいきますと、将来非常に大きなものができただけに基本料にも差があつて当然じゃないか、これが一つの体系としていいんじゃないか、こういうことではあります。

○森本委員 副総裁が言つておられますように、加入者がふえるに従つていわゆる電話の利用度というものがふえていく、だからそれに応じて基本料が上がるということも当然だということになりますけれども、しかしものは薄利多売ということがあつて、多く物が売れば売れば利益が多くなるわけなんです。だから電話だってやはり現在の七十万が百万になればそれだけ電話収入が上がるわけなんです。だからそれなつた場合は、そういうふうからふえたからといって逆に基本料金を百万値上げするという理由はない。やはり現状の最高千円で据え置いたらいいじゃないかということを受田さんは言つておられるわけでありまして、確かにあなたが言つたように、電話の利用の率はよくなるということは言えますけれども、しかしそうなるに参りますと、それだけ公社の収入も増加していくことは当然なんです。そういう両方の面が相俟つて、あまりにも商売根性

に徹したような基本料金の引き上げ方をしなくても、最高千円で、それ以上は何様にならうと千円だ、こういう現行の料金体系といふものがよくはない。値上げしない、値上げしないといつて、実際はこういうことで値上げをして、もうかつてくる格好になる。こういうふうなやり方は、われわれとしては実に気に食わぬ。こういうのがわれわれの言ひ分でありまして、そういう点については一つおたくの方もよく考へていただきたいと思うわけでありまして。

そうなるに参りますと、それでは基本料といふものは具体的に言いますとどういふふうな内容を含んでいるかというところまで入つていかなければ本格的な料金の論争にはならぬわけでありまして。しかしさういふ基本料の本格的な論議まで入つていくことは私は思つておりませんけれども、今の副総裁の答弁が、もし今の基本料金が上がるというところにおける答弁であるとするならば、今言つたような反論も当然出てくるというところをやはり頭の中に置いて、将来の基本料金の考え方については考慮する必要があるんじゃないかというふうに私は考へるわけでありまして。と申しますのは、今回の準市内通話制度において級が上がる局も出てくるわけでありまして。そうなるに参りますと、当然ながらさうなつておつて公社は基本料金の引き上げによつて実際に増収になるわけでありまして。こういう点が、合理化と言つておられるけれども、一つの料金値上げになるというところが明らかに言へると思つたわけでありまして。私は最終段階になりまして今

さらとやかく言ひませぬけれども、やはりこういう点については将来考へべき点ではなからうか、こう思つたわけでありまして、どうですか。

○横田説明員 ただいま先生のいろいろお話もありましたが、こうやつて同一加入区域で加入数が非常にふえてくる。そうして参りますと利用価値もふえるといふことで、度数料は同じだけれども基本料を変えていくといふのが一つの体系であります。その体系に今までは二十五万で——當時は二十五万以上というのが確かに一つの大きな段階であつたわけでありまして、最近のように非常に進歩いたして、だんだん電話のお客さんもふえてくるということになりますと、その上の段階が無制限であるといふのも、そういう体系からいって必ずしも合理的ではないという意味で、こういう体系に改正いたしたわけでありまして。今百万以上のものが直ちにできるわけではないのです。が、そういうものができた場合には先生のおっしゃる通りに確かに増収にはなります。しかし一方において、全体の方の収入からいいますと、われわれはこの際ではこゝ調整ということをしておるので、一方においては減収になるものもある。さしたつて基本料の問題として増収になるというのではなしに、基本体系としてこうあるべきものだと私は考へてこゝういふ案ができたのであります。

○森本委員 だから今とやかく言つておるわけじゃないのです。あなたが妙にかた意地な答弁をされるから、さらに私は質問をしたくなるわけでありまして。ところが今言つたように、料金の問題については確かに電話がふえるに従つて加入者というものはそれだけ便利になる。そういう観点から基本料金が上がつていくといふことはうなずける。あなたの言つておる理屈はある程度わかるけれども、同時に七十万のところから百万になれば、物はたくさん売つたら今度は薄利多売ということである。それだけの増収になるわけなんです。だから増収になるという点と便利になるといふ点をミックスしていつた場合には、必ずしも段階別に百円ずつ上げていくという理論にはならぬ。ある一定の加入数までくるとそこでストップするといふことを料金体系としては考へてもいいではないか。これは商売の要諦ですよ。これが値上げになるとか値下がりになるといふことではなしに、そういうことも将来営業的にあるいは料金体系を考へる場合に考へていつたらいふじゃないか。今この法律をどうこうするといふことをいつたところで仕方がないから、将来の参考意見としてそういうことも考へていくべき段階じゃないか、こゝういふことを言つておるわけなんです。

○横田説明員 将来の問題として、たとえばこゝういふ基本料と度数料というものを一括してもう少し考へ直す時期がもつと遠い将来にできるのではないかと問題に参りました。前にもたとへばイギリスのプリストル地区の電話料金として全国均一にする、そのかわり市内通話について時数制をとつていくといふようなことも一部に行なわれておりますが、そういう意味で、将来こゝういふ問題について検討する時期といふものは先生のおっしゃるやうにこないとも限らぬ。われわれそ

ました書き方にあわせてやっただけで
あります。

○森本委員　そういたしますと、次の第四十五条に移りたいと思いますが、この四十五条が、今回の改正によります市内電話料金の体系の問題をここで明確に出してきておるわけでありま
す。これが今回の料金の変革の一つの中心にもなろうかと思うわけでありま
すが、もう一度具体的に、第四十五条の市内料金の内容を説明願いたい、こ
う思うわけであります。

○松田政府委員　ただいまの御質問は第四十五条の二についてのことと存しますが、この規定は、公社といたしまして今度市外通話の料金をとります場合に、従来は大局から局の間の距離を算定いたしまして、百キロまでの間は局と局の間の直線距離、それからさらに遠いところは郵便線路図によって計算するというので、市外通話の基準になります距離を算定しておたわ

けでございますが、局対局の距離で算定するということにいたしますと、その組み合わせは非常に大きくなつて参りました、料金を自動的にとる課金装置を作ります場合には非常に困難でございますので、これをもつと簡素化する必要があるというために、組み合わせの数を減らさなければならぬといふので、そういうことを考えました場合には、当然ある一定の区域とい

うものを一つにまとめまして、その区域の中から別の局の属しております区域、その間の距離というものを考えまして、その区域の中にある局は、どの局からかけましても、他の区域の中に

ある局に対しては同一の料金である、
 そういう区域を設けるのがこの単位料

四十五条の二項のところは、従来は、
度数料金局と定額料金局という説明だが、
けがございまして、どのが度数料金
局に属し、どのが定額料金局に属す
るかということは何も規定がございま
せんので、従つて非常に不明確で、場
合によつてはそれが論争になる、ある
いはそのために訴訟が起くるというよ
うな事例もあつたやに伺つております。

ここでそれを明確にいたしますために、第二項の規定を作りまして、公社はその電話取扱局が度敷料金局か定額料金局かということを指定して、それを公示しなければならぬという規定を作ったわけでございます。そこで公社が勝手に適当にきめるわけには参りませんので、郵政省令で定めるところによってきめるわけでございますが、大体郵政省令で考えておりますところは、自動化したような局は度敷料金局によっていくというような原則を定める考えでございます。

○森本委員　そういたしますと、端的に聞きますが、度徴料金局というものについては、自動交換によるところのものが度徴料金局、手動の場合は定額料金局、こう解釈をしていいわけですか。これは公社の方から……。

○大泉説明員　大体そのようにするつもりでございますが、自動局の中でも市外に自動が入らないような、いわゆる小自動局等に多少の例外があると思

います。が、原則として自動車を度
数料金局、手動車を定額料金局とした
らしいんじゃないかと考えておりま
す。

○森本委員 その例外というのを、
ちょっと説明願いたいと思います。

ては、これを自動の場合はすべて度数料金局、それから手動の場合はすべて定額料金局、こういふふうに解釈をしていいわけですね。

それでは次に移りますが、先ほど監理官が説明いたしました第四十五条の二であります。二の二と三、これは新しい制度であります。電電公社は今回から新しくこの制度を始めるわけでございますけれども、この単位料金の区域については、今監理官の説明では、これはだれが聞いてもちよつとわかりにくいのですよ。今の監理官の説明では、単位料金区域というものはどういうものかというのをもう一ぺん大臣に聞いたつて、おそろくわかりませんと言ふだろつと思ふ。これは新しい制度ですから、もつと端的に……。しかもこの新しい制度は料金に非常に関係があるわけですが、議員においてすらわからぬものが、まして一般の電話加入者の国民にわかるはずがない。これは料金に非常に関係があるわけですから、もつと端的に、今回の新しい制度における単位料金制度というものをなぜこしらえたか、そしてどういふものであるかというのを一つ説明願いたい、私はこう思ふわけですね。

○大泉説明員 この問題につきましては、料金の体系をどう直せばいいかというところで、いろいろ検討しましたのが条文になつておるのでありますが、要するにグループ対グループではあるという考え方が、新しい電話の料金体系にとつて最もいいじゃないか。これは欧州方面で広く行なわれておる方法でございますが、このような行き方というものは、生活圏が拡大している実態と、それから自動課金地帯を簡素な

ものにできるという面から、今後とるべき方向ではないかと思ふのでございます。それでこの単位料金区域というものは、しからばどういふものかといふかといふことになる、電話の流れを見てみますと、おのずからそこに一つの電話の流れというものがございまして、このような社会的実態を基礎にするならば、最も納得できる方法の体系がとれるんじゃないか、こう考えておりますので、その単位料金区域は、郵政省令で基準が定められるというところになつておりますので、その基準の確定によりまして、私たちは単位料金を明確にしていきたいと思つております。

○森本委員 郵政省令においてきめるその単位料金の基準は一体どういふものであるか、それが明確にならない限りは市外料金は出てきめておつたところの郵便線路においてきめておつたところのいわゆる市外料金というものを、今度は単位料金区域の、そのグループとグループとの間の何ぼということにおいてはかつて市外料金をきめる、こういふことになるわけでありまして、そうすると全国をどの程度の単位料金区域にして、それからこれをどのくらいの広さにする、現在の段階においては、これがどういふことになるかという説明を具体的にしないといふのは、ちよつとわかりにくいのですよ。あなたの方のこの参考資料の中では、六十四ページにあるところの、これが大体をうけつていいですか。これは違ひのようです。

○松田政府委員 単位料金区域の例示は六十一ページにございまして、六十四ページの方は、これは距離のはかり

方、つまり直線ではかるという、そのはかり方の例示でございまして、この方は、別表の方に、こういふはかり方ですというところは、これは郵政大臣が公社に認可するやり方として考えておるわけでございます。

○森本委員 それでは、その単位料金の区域のきめ方というものは、この六十一ページは、準市内通話制度の具体的な例であるけれども、この川崎、横浜、横須賀、厚木、平塚というのと藤沢、このところが大体グループですか。これは準市内と思ふが、これが単位料金区域ですか。

○松田政府委員 どうも資料としては、少し説明が不十分だったかと思ひますが、この下の説明のところには、実際の区画内がそれぞれの単位料金区域である」ということを書いてございまして、この例示は、実は準市内通話制度の例として出してございまして、準市内通話制度というものは、単位料金区域内で実施するものですから、あわせてここに図示したわけでございます。従つて、ここで実線で囲んであるのが、大体単位料金区域の例でございます。

それで単位料金区域というものを、全国でどういふふうに割つていくかというところにつきましては、郵政省令でその基準を示すことにしております。まして、大体現在のところでも申し上げますれば、公社は、いわゆる集申局という形で今通話をさばくことをやつておりますが、その集申局で持つておる局の範囲というものが、ほぼこれに当たるように思つておるわけでございます。ただ省令に対する表現の仕方といつたしま

して、もう少し表現を考えてやつていくつもりではございますが、その結果といつたしましては、大体集申局に近い程度になる。従つて全国は大体五百から六百程度におさまるような単位料金区域に分けたいというふうに考えておるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、大体日本の電信電話網というものは、今回の単位料金制度の設定においてはほぼ一つの構想ができて上がつてくる、こういふ形によりやくなつてくるわけでありまして、そこで今あなたが言つたように、日本の電話網というものを、大体五百程度にこれを集中されるということになりますと、われわれが考えておつたところの、日本全国至るところ最終的には自動交換が行なわれるというところもあながち夢ではないというところを当然考えていつていい、こう思ふわけでありまして、おそろく最終的にはそういふふうな考え方を、これはわれわれも持つておるわけでありまして、その点についてはまことにけっこうだと思ひますけれども、そうなつて参りますと、全国を五百程度の単位料金区域にする、そうしてそれが集申局を中心としてのそういう形になるというところになりますと、現在の電信電話事業の中でも特に電話事業の郵政省に委託をしておる分については、将来の構想として一体これがどうなるのであるか、現在集申局はほとんどこれが直轄局でなされておりますけれども、いまだに集申局でも委託業務局がたかさんあるわけでありまして、おそろく、まず電電公社が考えておりますことは、集申局はほとんど全国を直轄局にしていく、こういふ方針であらう

と思ひますが、そういう将来の構想と展望について、ちやうどいい機会でありまして、この際一つその計画をお聞きしたいと思ふわけでありまして、

○伊藤説明員 電話網を構成して参りますために集申局を単位として、それを中心として電話網を構成していくというところは、ただいま森本先生の御指摘の通りでございまして、そういった場合には委託局がどうなるかというお尋ねでございますが、委託局といふのは、手動交換方式、これはほとんど磁石式でございまして、これはいろいろ小局が将来一体どうなるかという問題でございまして、将来の最終的な姿を想定いたしますことはいろいろ条件がございまして非常にむずかしいのでございまして、私も従来長期計画におきまして考えておりました考え方は、自動化をだんだんと進めて参るのでございまして、その進捗の状況等を考え合わせまして、大体三十五年度末におきまして約五千七百局の委託局があるのでございまして、これが四十七年ごろになりますと大体二千五百程度になるのじゃないか、二千五百程度委託局の形として残るのではないかと、いふふうに従来の長期計画では考えておる次第であります。

○森本委員 これは将来長期の構想にわたつて委託局というものはあくまでも残していくという方針ですか、それとも将来にわたつては委託局というものはなくしていく、すべて最終局には電電公社が直轄の方針でやつていく、こういふ方針ですか、それとも最終的には委託局というものはある程度残る

のもやむを得ない、こういう考え方で
すか、どちらですか。

○伊藤説明員 委託局が最終的な姿と
して委託局として残るかどうかという
問題でございまして、これも実は非常
にむずかしい問題でございまして、ア
メリカとかその他非常に自動化の進ん
でおりますところにおきまして、手
動交換は依然として残っておりますの
でございまして。現在手動交換が全然
ない、完全に自動交換だけでやって
おりますのはスイスだけでございませ
ん、それ以外のところにおきましては
相当手動交換が残っておりますのでござ
いまして、これがなぜ残るかということ
が問題なんですけれども、小さく
なりまして手動の方が便利だという面
もあるように聞いておるのでございま
して、そういう点から参りますと、
私も自動交換方式にするのがいいと
は考えておるのでございましてけれど
も、最終的な姿に全部全国が自動にな
るかどうかということにつきましては
は、もう少し先になって参りません
と、諸外国の例から見ても問題が
あるものでございまして、もしそうい
う場合におきましてどういふ姿で残るか
という点になりますれば、私もど
まり郵政に委託していくのがいいの
じゃないかというふうに考えておる次
第でございまして。

○森本委員 大体公社の方の答弁を聞
いておると、都合の悪いことになると
まだ検討してみなければなりません、
将来の構想についてはなかなかむずか
しゅうございましてという答弁になるけ
れども、この昭和四十七年度の拡充第
三次五カ年計画あたりを電電公社が計
画するにあたっては、やはり現在の委

託業務というものの、将来の構想とし
てはこうなるということを明示してい
かなければならぬと思うのです。なる
べくならむずかしいことはそつとして
おいて、できることだけやろうとい
うことになるから、結局こういふむずか
しいことはだんだん残つて、いつでも
これが郵政省との間に協定問題でも論
争を繰り返しておる。今考えてみる
と、郵政省は電電公社のいわゆる監督
をする権限を持っておる。ところがこ
の業務協定については、電電公社と郵
政省が対等の立場において交渉する
場合によつては電電公社の方がえらい
妙な変ちくりんな格好になつて、それ
に労働問題がからんでしまつて、全く
にうちもさつちもいかぬというのが今
の委託業務の問題になつてくるのであ
ります。こういうときにこそ私は将来
の単位料金区域というものをこしらえ
て、せつかく市外料金について今
郵便線路において行なうということ
を画期的に改正をして単位料金制度に
おいてこれを行なう、その単位料金制
度が集中局単位に全国に五百程度に分
かれる、こういうことになつて参ります
と、この五百の集中局の下部の機構と
いうものをどうするかという点を根
本的に検討し、そうしてその方向に従つ
て電電公社が将来の電話事業の発展
を考えていくということが私は当然の
道ではなからうか、こう思うわけであ
りまして、この問題について質問をい
たしておきますと、これだけでも二時
間、三時間になりますのでやめておき
ますけれども、こういう問題について
こそ私は日本電信電話公社は根本的な
改革を考えて、将来の展望と構想とい
うものはこういう委員会を通じて国民

の前に明らかにする義務がある、こ
う私は考えておるわけでありまして
も、残念ながらむずかしい問題で先に
越しましたので、きょうはこれ以上追
及いたしませんけれども、そういう点
についても私は電電公社と郵政省がよ
く協議をいたしまして、ほんとうの第
三次五カ年計画を作るとするならば、
このむずかしい問題についてもやはり
根本的な解決をつけ得るようには将来
一つ考えていただきたい。大臣はかわり
ますけれども、事務次官なり監理官と
いうようなものはそう簡単にかわらず
におるわけでありまして、こういう
委員会論議というものを軽々に聞く
というのではなしに、次の法案の問
題、次の改革の問題のときには、当然
こういう問題を参考にして改正をして
いかなければ、この委員会において審議
することが無用になるわけでありま
すから、そういう点についてはよく御記
憶にとめておいていただきたい、こ
う思うわけでありまして。

○大泉説明員 これは先ほど御説明し
ました市内通話をグループ対グルー
プではかることとやらはなすもので
ございまして、グループ内は準市内通
話にするというところでございまして。
つまりグループ対グループではかりま
す、グループ内は距離がなくなります
ので、単一料金にする、ただここでい
ろいろ書いてありますのは、境目あた
りで均衡上問題のあるところを救うた
めに書いてあるわけでございます。

○森本委員 そうすると具体的に準市
内通話は何になりますか。普通の通
話料は七円でございますが、この場合幾
らになりますか。
○大泉説明員 先ほどちょっと申し忘
れましたが、これは自動局に限るので
あります、一分間七円でございます。
○森本委員 そうすると三分で二十一
円ですか。
○大泉説明員 三分のところを計算し
ますればそれはおっしゃる通りです。
○森本委員 そうすると、今までの市
外通話として十円であつておつたと
ころが、三分話すと二十一円というこ
とになつて十一円高くなる、こういう
ことになつて参りますね。大体準市内通話と
いうことで話をしようとする人は、そう
簡単に要領を得て、紙に書いて話をす
るというふうなことはありませんか
ら、今までの使用料からすると少なく
とも三分程度話をしようということに
なりますから、この準市内通話制度に今
回なるというふうなことは、市外通話
としてはおそろく十円程度のところが
多からうと思つております。そう
いう場合は十一円高くなる、こういう

ことになるわけですね。ほかのことは
言わぬでもいいです。十一円高くなる
でしょう。

○大泉説明員 これは、準市内通話と
申しますのは、現在自動即時になつて
おるところでございまして、最低十四
円、それから二十一円、二十八円等、
いろいろな距離のものがあつたのを単
一料金にいたしたのでございまして。また、
この自動通話につきましては、非常に
短かい通話が多数ございまして、私
たちの方は、全体を総合しまして、損
にも得にもならないように考えている
わけでありまして。
○森本委員 営業局長の説明の通り、
それはあなたの方は損にも得にもなら
ぬというところでございまして、かりに十
円のところであつたとするならば、三分
話したら十一円高くなる、こういう理
屈になるだらう、こういうことでは
よ。

○大泉説明員 誤解があるといけませ
んから……十円のところと申しまし
ては待時通話のところと申しまし
て、準市内は待時通話の適用がござ
いまして、自動即時通話のところだ
けでございまして、最低十四円と申
します。

○森本委員 その場合は、当然今回自
動になつたらこうなるわけですね。今
の手動の場合でも、自動になればこうな
るのでしょ。あなたが、強弁をせず
に……。だから、今の手動の場合で
も、今度自動になれば結局、今私が
言つておるような形の料金制度になる
でしょう。
○大泉説明員 その通りでございまし
て、単一の十円は、即時になりますれ

ば現行料金体系では十四円になりました。今度の料金体系になりますと一分間七円になるわけでございます。

○森本委員 だから、とにかく高うもない、安うもならぬと言われども、高うなるといふところもある、安うなるといふところもある、これは事実です。だから、これはやってみなければわからぬということも言われども、加入者がだんだんふえていって、通話数がふえてくるから、絶対にこれにおいて減収になるというところは現実の上においてはない。これは私が断言をしておきます。次のいわゆる電電公社の収支決算なり予算というものを審議する場合に、私がこの委員会でも言ったことを裏づけできるようにおそろく収支予算が出てくると思う。だから、三十四億というふうな減収ということについては、この間から言っておる通りに、制度と制度の間における三十四億の減収というものはいえるけれども、現実の問題としての総収入と総支出の場合においては、この数字、これが減収になつていくというところは私はあり得ない、こういうふうにはつきりと言えると思うわけでありませう。

そこでもう一つ根本的な問題を聞いておきたいと思いますが、今回のこの料金制度を見ておきますと、これは公社にとつては非常に都合のいい料金制度だ。というところは、すべてを七円の単位にいたしておきながら、機械の設置においても、これは将来電話料金を値上げしようと思えば、まことに都合のいい電話料金の改正なんである。というところは、根本の七円の単価を一円値上げすれば、大体その七分の一値上がりになるわけでありませうか。

ら、ものすごい増収になるわけだ。だからこれは、電電公社としては機械化に依つて電話料金をきわめて合理的にしたというところを言われども、将来の値上がり等についてはきわめて都合のいい改正になつたわけでありませう。機械もそのままこの機械を使えばよろしい、こういうことになるわけでありませうが、しかし、これは七円でありませうから、一円値上げしたら膨大な値上げになつて、おそろくこの一円の値上げというところは、七円を一円値上げするということは大したことはない、こう言いますけれども、数字の上で表われてきますと、これはものすごい数字になるわけだ。将来の電話料金の値上げの根本の基礎をここに置いたというところは私は率直に言えると思う。今回の料金の合理化という点については、確かに課金機器の問題もありませうけれども、そういう点が私

は一つの目的であるというふうな感じがするわけでありませうが、邪推であるとするならば、邪推でもけつこうであります。いずれにいたしましても、将来にわたつて値上がりするのにはまことに都合がよく、画一的にこの七円という単価を上げればよいわけでありませう。

そこでお聞きしたいのは、この根本になつておきます七円の単価の基礎計算というものを一つこの際お示しを願ひたい。すべて七円が単位になつておりますから、この七円の基礎計算というものをこの際明らかにしておいてもらいたい、こう思うわけでありませう。

る歴史的な料金を尊重して、変動しないということでは七円が据え置かれたものでございまして、日本におきましては、こういうものを基本料と度敷料にどういう工合に割り振るかという問題でございまして、諸外国等におきましては、度敷料を相当高くしているのではありませんが、今度の料金体系は合理化でございまして、負担変動をなるべく少なくしたいという考えで、七円をそのまま据え置くことにしたものでございませう。

○森本委員 その七円をそのまま据え置いたというところはわかるのですよ。それから基本料金を上げ下げして調整をとつたということもわかる。それから三分のものを一分制にしたということもわかるし、三分・三分を三分・一分制にしたということについても私は質問してゐるのではない。その根本になる七円というものが、今の機械のままで将来全面的に一元値上げしたら膨大な値上げになるといふ料金システムの改正になるわけだ。だから、その基本になります七円の基礎計算というものはどこからきてゐるか、こういうことです。何かやはり基礎計算、積算の根拠がなければいけないのです。

○大泉説明員 まことにごもつともな御質問でございますが、今回の場合は、七円の合理的基礎というよりも、できるだけ負担変動を起さないといふことでできたわけでありまして、この度敷料と申しますのは、必ずしもそのようになつた積算根拠というわけでもございませんで、平均的なものでございまして、結局加入区域の狭いところも広いところも、市外通話を市内通話との関連上単一料金にしてゐる

わけでありまして、この問題につきましては、結局市内料金の割り振りを基本料と度敷料にどういう工合に割り振るかという歴史的な政策の問題であらうと思ふのでありまして、これは十八年の改正のときに五円を七円に変えられましてそのまゝの政策的なもの、沿革的なものと私承知しているものでございませう。

○森本委員 私が聞いてゐるのは、そういうことを聞いてゐるのではない。七円の単価というものがすべての単位になつてゐるわけでしょう、今回の料金体系においては、だから、この七円の積算根拠というものはどういふものであるか、これを具体的に示していただきたい。あなたがさつきから政策的にきめられたきめられたといふのは、五円のもの、十円に値上げするといふこととで、政策的に十円は反対、五円は反対ということになつて中間の七円になつた、はつきり言つて二十八年の場合に、私が調べてみると、しかしなつたにしても、電電公社は電電公社として政策的に五円と十円の中間の七円になりまして、七円に合ふやうな積算の根拠をこしらへるのが官僚の任務である。どこの収支予算においても、あとからこれに対してちゃんと積算の根拠をこしらへてゐるわけだ。政策的に五円を十円に値上げする、その値上げは反対だといふことで中間の七円になつたけれども、この七円の積算の根拠というものは一応の計算ができると思ふ。だから、その積算の根拠というものはどういふふうになつてゐるか。ただ政策的に政治家がきめましたから

私たちの関与することではございませんと。いうことでは、電電公社の事務当局としての答弁にはならぬ、こういうことです。副総裁、どうですか。あなたは何でも知つてゐるから……。

○横田説明員 私は何でも知つてゐるとおっしゃられますが、実は今お話の前回の料金改定の場合のいきさつは、ただいま先生のお話しになつた通りであります。当時たしか二五%、それが結局もつと安くやれといふことであらう結論になつたわけでありませう。これは度敷料、基本料全部を平均いたしまして大体二〇%値上げすることに

よつて従来の赤字を一部消し、将来の建設、拡張をやつていくといふことであつた。今、当時の七円にきめた根拠を示せ、こういうことであります。その点は、当時の料金改定のいきさつでありませうが、いきさつは先生の仰せの通りでありまして、今回はそれを再検討しろといふのではなくして、従来の市内料金に變動を加えずにそれをやつていく、今回の改正は、先生も御承知のように、市外と市内との料金に間に開連を持たして、それによつて将来の機械化の方向をきめていく、同じ単位にしない機械も非常に高価になるし、将来の経済的投資による機械化ができないといふことで一本にしたのですから、その場合に何をやるかといふと、市内料金を一応据え置いていこうといふことでありまして、その

辺で御了解願ひたいと思ひます。

○愛田委員 開連。七円の単価の計算の基礎をどこに置くかという森本君の質問であつたわけですが、御答弁がその質問の目的を果たしてゐるか

につきましても、今申し上げました急通話、特急通話、即時通話の矛盾、そういう点について、あるいはまたテレビジョンの中継専用料金、これは將來カラーの中継がなされてくるわけでありますが、そういう点の料金のいわゆる不合理な点も多々あるわけでありますが、さらにまたわが党の委員がこの間来質問をいたしておりますように、この電気通信事業の將來の発展のために電電公社が避けがたい運命にあるところの事業の合理化問題、その事業の合理化問題に関連をいたしましての従業員との間におきます労務問題、これが円満にいかない限りは、幾ら計画をいたしても、また権力的に一般の従業員を抑えつけようとしたとしても、今日の民主主義の世の中ではそういうことは許されるべきものではないわけでありまして、こういう点については、私はあながち公社だけを責めようとは考えませんけれども、こういう問題につきましても、少なくとも公社は誠心誠意をもつて、事業のために、やはり従業員との間に妥協をはかるべきである、そういうふうな内容等についても質問をいたしたい、こう考えておるわけでありますけれども、だんだん予定の時間も迫って参りましたので私の質問はこの程度で終わりたいと思いますけれども、どうか今までの質問のことについては、その内容についても単に聞き去りにするというのではなしに、やはり当委員会においてそれぞれ質疑があった点については、將來野党の質問であらうと与党の質問であらうと、これを十分に参考にして行政に遺憾のないよう期せられたいということを特に

要望しておきまして、私の最後の質問をこれで終わります。

○山手委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○山手委員長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。森本靖君。

○森本委員 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、私は日本社会党を代表して、これに反対の意を表するものであります。

わが党がこの法案に反対する理由の第一は、この法案が料金の調整に名をかりてはいるが、実質的には電話料金の値上げ法案であるからであります。

電電公社は、新料金体系の実施によって増収をはかろうとするものではない、むしろ年間約三十億円の減収となるということをしきりに強調して、世間に向かつてこの法案が料金値下げ法案であるかのごとき印象を与えるような宣伝を行なっているものであります。

が、しきりに検討すれば、これは国鉄運賃、郵便料金と相次ぐ公共料金引き上げに対する世論の攻撃にひるんだ政府が、またしても値上げかという論議をおそれて、料金調整という煙幕の陰に逃避せんとしたものであることは明らかであります。何となれば、電電公社のいう年間三十億円の減収なるものは、昭和三十四年度の計数に基づいて、従来の料金体系による収入と、この年にかりに新料金体系を実施したと仮定した場合の収入との差額であるという説明であります。この比較は、

新料金体系の実施による電話利用状況

の変化という重要な要件を全く無視して、旧料金体系下におけるデータをもとに用いたという大きな過誤を犯しているものであります。旧体系のもとで四分、五分の通話がこれこれであったとしても、距離別時間差法、あるいは三分・一分制というように料金体系が変化すれば、利用状況も当然変化すると考えるのが当然であります。その変化の仕方、公社の言うように、加入者が利口になって通話時間を短縮し、料金の節約をはかる——つまり公社にとっては減収になるというふうに見られるか、あるいは反対に自動即時化のため便利になって、加入者としては六分、九分というより長通話をするようになり、そのためかえって料金負担を増すという結果が現われるか、これは実施してみなければわからないということは、公社みずからもしばしば言明しているところであります。いな、むしろ加入者が新制度に慣熟しない間は、長い通話を習慣は容易に改まらないと見るのが常識であり、私は住宅用は別としても、加入者の大部分を占める事務用電話においては、つまり会社とか事務所とかいう方面では、実施後しばらくして料金負担が激増してびっくりするといふような結果が現われるのではないかと考えるのであります。こういふふうに見て参りますと、距離別時間差法といひ、三分・一分制といひ、利用状況の変化によつては、値下げどころか、値上げになる十分な公算を含んでおるのであります。これを値下げ法案であると言ひ張るのは、公社の一方的な見方にすぎないことはきわめて明瞭であります。また電話の級別段階の改正にいたしまして

も、現行の加入者二十五万以上の上の、新たに四段階を設けておりますが、これは加入者数の激増している状況から見ても、各級別にわたつて漸次に級別改定を行ない、度數料金制の基本料収入の増大をはかる意図に出たことは、疑いなくところであります。この法案は、ここにも料金引き上げの性格を暴露しておるのであります。公共料金、特に電話事業のごとき政府関係機関の独占料金の値上げによつて、大衆の生活に脅威を及ぼすことに強く反対を表明しておるわが党として、かくのごとき料金調整に藉口する値上げ法案に賛成することのできないのは、もとより当然であります。

反対理由の第二といつたしましては、われわれの見るところをもつてすれば、電話料金は値上げどころか、むしろ値下げを行なうべき時期に達しておることを考へるためであります。電話料金は、昭和二十八年に約二割の引き上げを行なつたのであります。これと同時に長期拡充計画が実行に移され、電話の大拡張が行なわれた結果、事業財政も年々著しく好転して、現に本年度予算においては五百億円をこえる膨大な額を益金から建設勘定に繰り入れておるのであります。公社のような公共企業体は、もとより営利を目的とすべからず、このような巨額の利益を上げていければ、従業員に公正な待遇を与え、必要な要員を充足し、なお剰余があれば料金の引き下げを行なうべきであります。この点に關し、公社はしきりに、電話の新規需要を満たすことが急務であるから、事業収支の益金は、新規建設財源に充當する必要があると主張い

たしますが、かりに一步を譲つてある程度の建設勘定繰り入れを是認するとしても、建設財源の巨大な部分を、とり過ぎ、もうけ過ぎの料金にたより、それで足りないので、別に拡充法によつて新規加入者に巨額の債券引き受けを強制するに至つては、公社は、独占の上にあぐらをかいて、弱い立場にある加入者に過酷の犠牲をしいるものと言われても弁解の余地がないのではないかと思われます。私は、益金の建設勘定繰り入れが絶対に不可であるとは言わないまでも、建設資金は本来、資金運用部資金のごとき財政資金に依拠すべきが当然であるにかかわらず、その方面の資金源はほんの申しわけの額にとどめて、大部分を料金収入の剰余に、加入者債券に求めようとする安易な企業経営方針を許容することができないのであります。

反対理由の第三としては、これも本案審議中に、わが党委員が鋭く指摘いたしました通り、技術革新による設備費のコスト・ダウンを料金面に還元した形跡が少しも認められないというものであります。技術革新というものは、決して公社のみのものでできるものではなく、わが国全体の技術水準が向上した結果によるものであります。これが何らかの利益をもたらしたとしても、それは国民全体に還元すべき性質のものであります。技術革新によつて、たとえば線路の費用が従来の十分の一、二十分の一に低下したとすれば、その利益の何がしかは、これを利用する加入者に還元され、料金負担の軽減となつて現われるのが、公共企業体の正しい姿であると考えます。同様のことは、また公社の物的設備の調達

についても言えるのであります。公社が大規模な長期継続建設計画を実施しておる以上、物品や設備の購入量も飛躍的に増大し、またメーカに対する発注も前よりずっと計画的に行ない得るはずであります。いな、むしろ、わが国の電気通信機器の生産は、全く公社によつてコントロールされるといつても過言ではありません。従つてこれが価格も、メーカがきめるというより、むしろ公社が左右し得るような状態にあるものと考えます。公社当局としても、昨年でありましたか、大量の計画発注による価格の引き下げをメーカに交渉したことがあつたやうであります。公社の発表する電話一個当たりの設備原価といふものは、ここ数年、発表のつど、高くなるばかりでありまして、技術革新によるコスト・ダウンあるいは購入設備の値下げによるコスト・ダウン等によつてこれが引き下げられたといふことを、かつて耳にしなかつたのであります。公社としては、あらゆる努力を払つて電話の設備原価の引き下げをはかり、これによつて一個でも多くの電話を架設するといふのが本筋であつて、この方面に幾ばくの努力を払つたか、すこぶる疑問とするところであります。

以上申し述べました三つのほかにも、この法案に盛り込まれたいわゆる新料金体系には、自動即時化がまだ途中の段階にあるところからくる即時方式の区間と待時方式の区間との料金格差の問題、準市内通話制度における単位料金区域の設定と地方的社会生活圏、経済生活圏とが必ずしもマッチしないという問題、東京、大阪等の大都市における料金帯域制の可否の問題等、いろいろ

ろの問題を包蔵しておるのであります。このような電話料金体系の大変革を行なうには、その前に解明しなければならぬ幾多の疑点を存するのであります。のみならず、われわれの注目するところは、この案は全国即時自動化の基盤を作るものと公社は言っておりますが、それは同時に、料金体系の基礎として、七円という単位をあらゆる料金算定の単位にしようとするものであります。昭和二十八年に五円単位を七円単位に改めたと同様、将来これを十円にし、十五円にするというように、値上げをはかろうとすれば、この単位の数字を動かすだけでほとんど自動的に値上げが行なわれるという仕組みになったというところを見通すことはできないのであります。ここに将来の料金引き上げに対する深謀遠慮が含まれておると解釈するのであります。さらに、公社の事業の膨大な拡張計画は、昭和二十八年年度を起点として、第一次五ヶ年計画以来急速な発展を遂げてきているのであります。この膨大な事業拡張計画は、公社の経営方針として利益中心主義であり、設備拡張に伴う満足な要員配置はなされず、そのしわ寄せが全部電通労働者の肩にかかってくるという状態でございます。加えて公社の給与体系は、給与総額という予算措置に縛られ、弾力的な事業にふさわしい給与政策をとることができないという現状であります。まさに高い電話料金で国民が困り、労働強化と低賃金に電通労働者が泣かされるというのが今回の料金体系の合理化でございます。

日本社会党は、それ自体に多くの不合理を含む新料金体系を骨子とし、か

つ実質的に値上げであり、さらに将来にわたって再値上げの素地をなし、国民と電通労働者を苦しめる本法律案には絶対に反対の意を表明し、私の反対討論を終ります。(拍手)

○山手委員長 次に佐藤洋之助君。

○佐藤(洋)委員 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、私は自由民主党を代表して、これに全幅の賛意を表するものであります。

わが国の電信電話事業は、戦災によって壊滅的打撃を受けたのであります。戦後、戦後当局者の異常な努力により着々復旧、復興の果を上げ、昭和二十七年電通公社が発足し、翌二十八年年度を初年度とする第一次五ヶ年計画が策定実施せられるに及んで、電信電話の拡充はより早く軌道に乗り、きわめて順調な発展を遂げるに至ったのであります。第一次計画の完遂後は、引き続き第二次五ヶ年計画に移り、計画規模を拡大修正して今やその第四年度にあるわけであり、試みに第一次計画実施以降、昭和三十五年度末に至る八ヶ年間の実績を見ますに、電話加入者数は百五十五万から三百六十三万に、市外電話回線キロ程は百一十キロから六百六十キロに増大し、電話の自動化率も市内は四一・三%から六六・四・八%へと飛躍的拡大を遂げているのであります。

しかしながら、わが国全般の経済成長の速度は、さらにこれを凌駕するものがありまして、この電話大拡張をもつてしても、なお国民の需要を充足するに十分でないで、公社当局としては、昭和三十八年度以降さらに第三

次、第四次の拡充計画を樹立し、昭和四十七年において電話の即時開通並びに全国規模における自動即時化という理想の実現を目ざして鋭意努力をいたしておるのであります。

このときにあたりまして、電話料金の合理化を主たる内容とする公衆電気通信法改正案の提出を見た次第であります。この法律案がただいま申しました公衆電気通信事業の理想達成に必要な欠くべからざるものであり、これなくしては国民のこぞ望むべき電話の即時開通も、全国自動即時化も実現不可能となるからでございます。

すなわち第一に、市外電話の全国自動即時化を実施しようとするれば、必然的に現行制度を改めて距離別時間差法による自動課金方式をとるとともに、料金算定の基準となる距離の測定についても、単位料金区域の設定等、簡明な新方式を採用することが必要となつてくるのであります。これは電話設備の近代化に伴う当然の要請ともいべきものであります。また自動通話の距離別時間差法といひ、手動通話の三分一分制といひ、さらには度々料金制の全国施行といひ、いずれも加入者が電話利用の度合いに応じて料金を負担するといふきわめて合理的な制度であります。すなわちきわめて合理的な制度であり、有効適切な改正といふべきものであります。

第二に、最近都市の膨張、行政区域の合併等に伴って社会生活圏が拡大し、在来の電話加入区域による料金体系にいろいろの問題を投げかけているのであります。本法案の骨子の一つとなつて、準市内通話制度は、ある程度の社会生活圏あるいは経済生活圏内における市内通話、市外通話料金の融合をはかつて、この問題の解決をはかろうとするものであります。これまたきわめて合理的かつ進歩的な改正と考えられるのであります。

第三に、電話局の種類については、現行の加入者二十五万という級局の上級局を設ける等の改正を行なつておりますが、拡充計画の実施によって加入者の数が急激に増加している実情にかんがみ、電話局の級局制度を改めていくことは当然のことでありまして、顕著な例をあげれば、現在東京と大阪とは同じ級局に属しておりながら、加入者数は七十二万と二十八万というように大差があるので、大阪においては現実に基本料金の減収を来すにもかかわらず、料金合理化の見地から今回その級別の是正をはかろうとするものであります。

以上申し述べました事項のほか、本法律案におきましては、あるいは料金に関連しあるいは料金関係以外の事項につき数個の改正点を含んでおるのであります。煩を避けるため一々これらに言及することをいたしません。しかしながらここに一言せざるを得ないことは、この法案は料金調整に名をかりる電話料金の値上げ法案であるといふ非難に対してであります。

政府並びに公社当局がしばしば言明いたしておる通り、この法律案に盛り込まれた新料金体系は、不増収、不減収、すなわち現行の料金水準維持という基盤の上に立てられておるものであります。いな、料金の旧体系から新体系への移り変わりに際して、料金額が変動するのを極力抑制するために、年間三十億円の減収まで覚悟してこれを実行しようとするものであります。これをいって値上げ法案なりとする反対論は、全く根拠なきものといわざるを得ません。

さらにまた、電通公社予算における益金の建設勘定繰り入れを非難し、このような益金があるならば、むしろ料金引き下げに充たすべきであるという主張に至つては、いよいよ解釈に苦しむものであります。電通公社の現行料金水準は、去る昭和二十八年第一次拡充計画の策定と密接なる関連のもとに、その財源の一部に充たす意図をもつて料金額を決定いたしましたのであります。換言すれば、電話施設に対する国民の熾烈な要望に沿うべき総合的施策の一環として決定された料金であります。その料金水準を変更しようというならば格別、これを維持し、その上に立つて合理化をはかろうとする本法案を論議することは、全くいわれなきことといわねばなりません。

次に、本法律案と直接関係はありますが、電通公社が現に行ない、また将来にわたつて行なわんとする電信電話の大拡充計画の施行に伴つて、郵政または公社従業員に対する労働条件の面において、ある程度の配置転換、職種転換あるいは三分一分制の施行による交換要員の手数の増加というような種々の問題を生ずることを免れません。この点については郵政当局、公社当局は、これらの問題は従業員側との十分なる話し合いによつて解決する旨、再三にわたつて当委員会を言明いたし

たのであります。私は拡充計画の実施に對しては、本法案に關連する勞務關係の諸問題は、必ずや従業員側との間で調整が得られるものと確信するものであります。

以上申し述べました理由により、自由民主党は、公衆電氣通信法の一部を改正する法律案は適切妥當なものとして、これに支持、賛成を与えるものであります。

最後に私は、本法律案の実施により、電信電話事業がますます順調な進展を遂げ、国民の要望に沿うよう、これの上とも政府並びに公社当局の努力に期待いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○山手委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 私は民主社会党の立場から、本改正法案に對しまして、この本法案が幾多国民の期待にこたえ、また時代の進運にこたえる要素を持ちながらも、重要な問題点の解決を取り残したままで処理されようということにおきまして、遺憾ながら反対の討論を試みざるを得ないのであります。

第一に、この法案の持つ重要な要素の一つである料金の合理化制度であります。この制度は、政府提案理由の説明及び質疑応答を通じて明らかにされたところで、私たちとしては、原則としてこの料金合理化に賛意を表するものであります。その中には、たとえば基本料金の引き上げその他の問題点が多々あるのをごいいますが、全体をながめたときに、今までの一律料金引き上げと異なりまして、料金水準を保ちながら、この距離制、時差制等を考慮して、これを近代的な形態に持ってい

こうとする点においては共鳴をするものであります。

問題は、この料金合理化に伴つて、これらに對する一般労働条件を今後どう考へていくかという問題、この点につきましては、新しい制度の採用とともに、交換台に勤務する人々の労働対策及び料金の集計に對する労働対策等について、たとえば座席時数計の設置のつてある局としかからざる局及び、特に料金集計につきましては機械的な計算方式をとる局としかからざる局と、これらに對する装置の比較は十分検討される、特に今回の切りかえ工事に對する具体的な態度というものが宣明されて、これらの問題について、これに従業する人々の間において十分検討され、その納得する結論が得られるべきであつたにもかかわらず、さらには昭和四十七年を目標とするある程度の完成時点において、どのような形でこれに従業する職員の配置転換その他がなされるかという点について、労働協約その他の団体交渉等において、直接職務に従事する職員との間において十分話し合いの結論が出ていないというようになつては、はなはだ遺憾なことでございます。

私はこの近代的な祖国の技術革新という点については、今回オートメーションの前進をはかられる、その問題については文明国としての立場から大いに共鳴します。そういうところへ一日も早くこの国民が文明の利器を利用し、近代的な生活の方式をとられるようになされることは、われわれは願つてもないことであります。生産性政策の向上と同時に労働条件との調節を十分とるという努力を欠いたときに

は、全く圓滑点晴に一点の汚点をけがすことになるのであつて、私といたしましては、そういう問題について当局は腹の中を十分さらけ出し、また従業員の各位もわれわれの要望がどこにあるかを十分話し合いをして結論を得る道は幾らもあつたかと思ふのです。この合理化を急ぐとされるばかりにこの重要な問題点が取り残されているというところは、はなはだ遺憾なことでございます。

いま一つ、今回の改正案の中に罹災地に特設する公衆電話の料金を減免すること、医療無線電報料金を減免すること、措置を講ずる社会保障的な考え方等を公社自身が採用されていることは大いに共鳴するのでございしますが、都市に集中的な電話架設が計画せられ、独立採算の立場から利益追求主義に走られて、農村とか山間僻地、島とかいうところには、電報、電話の恩恵に浴することにはなはだ困難な地域に、進んでその架設費の負担等をして、祖国の住民である以上、山のすみすみまでも島々までも国の恩恵に浴するようになつたかといふ心がなされなければならなかつた。この点について一そう積極的にこれを具体化する用意をあらわせば、検討するべきではなかつたかと思ふのであります。

以上、私自身の立場から、わが党の立場から、おもなる問題点について指摘いたしました。近代的な文明の利器をせつかくいい感覚からこれを採用されようとしておりながら、大事な問題、オートメーションを、外国がやっているような形で採用するのでなくして、日本式の労働対策を十分考へてこれを実行するという勇氣を持つておや

りになるならば、この法案は非常に有意義に通過したであらうと思つて、残念でなりません。

以上、簡単にございしますが、わが党の立場から遺憾ながら反対せざるを得ない理由を申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○山手委員長 次に谷口善太郎君。

○谷口委員 本案に對して日本共産党は反対であります。

反対の根本的な理由を短時間のうちに申し述べることには大へん困難であります。なぜかと申しますと、政府が今国会において押し切りました各種公共料金値上げの政策は、政府のいわゆる所得倍増計画と稱する経済政策、すなわち安価体制下アメリカ帝國主義と日本独占資本の殘酷な人民収奪と軍國主義的、帝國主義的膨脹政策の一環をなすものであります。政府の究國的、反人民的經濟政策の全体を論評することなしには、明らかにできないからであります。しかし、私は以下簡単に、この法案に沿う範囲内で若干の反対すべき点に触れたいと思ふます。

今回の改定案で、公社側は、料金の値上げにならないといふことを主張されました。しかし、この委員会の審議の過程で明らかにいたしましたことは、値上げにならないような状況のもとで、實際は値上げになることが明らかであります。かりに公社が言われるように幾らかの値下げになる分ができたといふとしても、実はそれによつて現在の電話料金が不当に高い独占価格である点は、どうも変わらないのであります。三十六年度の予算計画を見ましても、二千四百億の料金収入に對して純利益が六十三億であります。

す。しかもなおその上に減価償却積立金として五百三十六億——もちろんこの減価償却が本来の意味で現在の施設の腐朽を回復していくというものに使われるならば、必要なことでもありましよう。しかし、これは明らかに新設、擴張のために使われる減価償却の名前によつて計上された費用であることは、皆さんのお出しになつた資料で明らかであります。この二つを考へただけでも、実に五〇％に近い利潤を上げて

ることが明らかでありまして、これほど殘酷な超過利潤を得ている、その基礎になつてゐるのが現在の料金であります。この高い料金をそのままにしておいて、そして今度の料金体制の新体系が計画されているわけでありまして、もしも公社が言われるように三十數億の減収になるといふ面があるとするならば、これは討論の中で明らかにされましたように、特に独占資本が利用しております市外長距離電話においてその減収が出てくるのであります。従つて利益するものがだれであるかは、まことに明らかであります。私どもが質問して明らかになつたところによりますと、加入者總數のうちわずかに十五万八千の構内交換機を有する大口利用者が多く長距離電話を利用するものであります。すでに明らかであります。

これらの利益のために、その減収分は彼らの利益として壟斷されることは、実に明らかな次第であります。しかし、今回の料金改定のほんとうの目的は、公社がいみじくも正直に言われました通り、別なところにあるといふことを私どもは知るのであります。それは、自動交換機に付屬した自動的課金装置を備へ付けることによつ

て料金算定を機械的、自動的に行うとする、その点を今度の改正で法律によって確認し、もって電話事業におけるオートメ化、合理化を無限に拡大する前提条件を作り上げたということである。オートメーション化、自動化、機械化はよいことかどうか。もちろん、先ほど民主党の受田さんが言われた通り、新しい技術を用い、こういう事業における近代化をやることは、技術的に見て決して悪いことではなく、それは社会の進歩であるといつて間違いないと思うのです。しかし、問題はそこにあるのではなく、問題は、この利益のためにそれがなされるか、だれの犠牲によってそれがなされるか、これを抜きにしてこの問題を論ずるわけにはいかなないのであります。そして、今度の政府と公社のこの審議の中で示され、また原案が示している本質は、明らかに労働者階級と国民の犠牲によって、一部一握りの日本独占資本とアメリカ帝国主義に奉仕させよう、公社というわれわれの公共事業を通じてそういうものに奉仕させよう、そういう本質を備えているのであります。

第一類第十一号 通信委員会議録第三十三号 昭和三十六年五月二十三日

基本的な立場を持っていられることを示します。設備料金は六十三億です。これらのものはすべて加入者に負担せられるのであります。この立場に立つて公社は資金計画を立てていられるのであります。こういう点をわれわれは見のけがすわけにはいかないのではありません。この討論の中でいろいろに皆さんは言われた。なるべく早く電話をつけること、できるだけ早く即時化をすること、現在の加入者に対して利益を還元するのじゃなくて、国民全体に利益を還元する、言葉はまことにけつこうです。きれいに見えます。しかし、そういうことがほんとうの公共事業のあり方でしょうか、たゞさんの独占的な高料金を取り立て、いろいろな経費を負担させる、そしてその加入者に対して膨大な利益を還元するのじゃなくて、公社は多くの国民に利益を還元するといつておりますが、公社の事業の拡大のためにそれを使うというやり方です。これは公共事業のあり方としてまことに残酷な本末転倒のあり方だと思ふのであります。

だれが利益を受けるか。これもこの委員会の討論の中で明らかにいたしました通り、少数の独占的なメーカーとの結びつきをもつて、そして不当な価格、独占的な価格による買入れ、設備、機械、工事、そういうものが占められていることは明らかにしております。いわゆる経済拡大計画と称する独占資本への独占集中拡大の一環として、地域的に今後ほとんど、たとえば地域のコンビナートあるいは企業集団の建設が池田政府の政策としてあるわけでありまして、これらと東京、大阪等をつなぐところの、先ほどのお言

葉で言えば都市集中政策、これによって独占資本に奉仕しようという計画が大体今日までの計画であり、将来の計画の見通しであります。特に私は、小さいことのようにありますが、巧妙なものでして、ここで明らかにしておきたい。電話債はわれわれ加入者が公社から強引に強制的に買わされます。しかし加入者の多くは、国民の多くはこれを二割ないし三割で金融業者が売り払わざるを得ないような立場に立つて加入するのであります。七分の利子を出し、しかもこういう割引でもって金融業者から究極的には銀行資本へ利益が集中されていくという、そういうおそろしい性質を持つております。そういう立場から金融業者がもうけているということも言えます。警察、駐留軍、防衛庁への不当に安い料金と、電話を通じての、公共事業を通じての奉仕、この点につきましてははいずれ別な観点から明らかにする場合がありますが、これもわれわれとしては無視できないものであります。

最後に、今度の計画ではアメリカから七十二億の外債を入れられることになったのであります。外国帝国主義の資金を入れて、これだけ国民負担を大きくしている上に、さらにこの資金を入れるということは、今日まで経済上におけるアメリカの日本経済の支配のやり方を見ても、このやり方は今後電電公社のあり方に対して重大な意味を含むとわれわれは考えざるを得ません。

おります職員に対する公社の残酷な労働政策は、今度の委員会の中で非常に明らかにされたところであります。電電公社の発展は、全国の職員、従業員の血の出るような労働によりましてしかかゝらず、公社と政府は、全くこの委員会の討論の中では、この職員、労働組合を敵とする態度に終始しております。これはまことに重大なことでありまして。

私もほこう思うのです。少なくとも電話料金は現在の二五％ぐらいは国民に還元されるべきである。料金を安くし、労働者の生活条件をよくするたために、少なくとも今日不当利得としてかかえております独占利益を、これを還元するという態度をとるべきだと思ひます。また加入申込者の公平な取り扱い、このいろいろなことは考へていかなければならぬことではないかと思ひます。またメーカーとの関係の問題であります。これも公平な参加による設備、機械及び工事費の独占価格を打破するという態度、これも必要でありましよう。それから、これは社会党の諸君と全く意見が一致するのであります。この公共企業体は、産業投資会計による施設の拡大、つまり国家資金をもつて、これは全国民の資金の裏づけでありまして、たゞさんの国民に犠牲をしい、労働者に犠牲をしいてやっていくやり方は間違ひであると思ひます。そういう点で国家資金による拡大政策をとるべきだというのがわれわれの意見であります。

す。それから春閣処分の取り消し、それから事前協議制を労働組合は要求しておりますが、これも私は当然公社として考えるべきだと思ふ。単に、今度のILO条約の關係法律案といわれますあの法律の中に書いてありますように、労働組合の交渉の要求の範囲を単なる賃金や時間の問題に限り、そして経営者側の経営権とか人事権に触れるような問題については、交渉の内容に入れないという態度を政府は持つておられるのであります。こういう態度は正しい労働運動の上からいって、まことに民主主義に反するものであります。当然労働者の要求として、経営権にも触れて労働条件をお互いに話し合うという道を作り、その中から労働組合の正しい発展に資すべきであるといふのがわれわれの意見であります。そういう点で、今度の改定案はいずれの点から見ても、われわれの承認できない売国的、反人民的なものであると考へざるを得ません。共産党はこういう点でこの案に絶対反対するものであります。

○山手委員長 これにて討論は終局いたしました。
これより採決を行ないます。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○山手委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。
〔数が多い過ぎる〕過剰採決は無効だ。採決をやり直せ。と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議場騒然。

○山手委員長 この際小金郵政大臣より発言を求められております。これを許します。小金国務大臣。

〔過剰定員だ、採決をやり直せ〕と呼び、その他発言する者多し

○山手委員長 郵政大臣。

○小金国務大臣 それでは一言ごあいさつを申し上げます。本……

〔だめだ、だめだ〕それは傍聴人だ〕と呼び、その他発言する者多し

○山手委員長 それでは確認をいたすためにもう一度起立をすることにいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山手委員長 起立多数。(拍手)よって、本案は原案の通り可決いたしました。

この際小金郵政大臣より発言を求められております。これを許します。

○小金国務大臣 一言ごあいさつを申し上げます。

本改正法律案が当委員会に付託されました、今日まで長い間御熱心な審議をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

大体立法の趣旨並びに計画を十分御了解していただきましたが、御質問または討論中に建設的な大へん有益な御意見もいただきましたので、せいぜいこれからもこれを体して勉強をいたします。

ありがとうございます。(拍手)

○山手委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例によ

り委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山手委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会をいたします。

午後七時四十四分散会

〔参照〕

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕